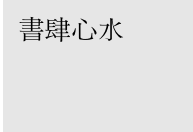


明治二大外交 日英同盟と日露戦争

絡み合う欧米外交と日本外交

信夫淳平

書肆心水



目次

上篇 日英同盟の始末

第一章 第一回同盟成立の経緯 223

第一項 同盟成立に先だつ日露の關係 233

日英兩國識者の同盟論 233

露帝戴冠式を機とせる我が日露提携案 260

その後における日露提携談 300

イスヴォルスキー我が国を見縊る 311

露国公使館参事官の運動 311

パクレウスキーの豪奢振り 333

韓国永世中立案の埋没 333

日露接近談の英国への反響 355

林の英国筋の意向試探 359

第二項 この間における英独同盟談 377

一八九八年の開談 377

一九〇一年の再開談 380

ドイツの態度 399

英国の具体的試問 411

第三項

ドイツの回答	42
爾後の折衝	42
これを嗅ぎつけたる露仏の警戒	44
英独同盟談の自然消滅	45
右に関する英国外相の記録	46
ドイツの日英同盟懲慚の理由	50

同盟交渉の経過

51

日英同盟交渉の瀕践み

51

同盟問題桂内閣に移る

52

長雲閣の密議

54

政府の決意

55

公的交渉に入る

55

対英交渉と伊藤の外遊の関係

58

伊藤と桂の各対露対英意見

59

伊藤の所見に対する林の当惑

60

英国政府の不安

63

伊藤と露国側との意見交換

64

伊藤の行動偶然日英同盟の成立を助く

65

第四項

同盟協約の成立

66

同盟協約案の内容折衝

66

聖断一下

69

論議に上りし重要事項

70

韓国問題

71

第二章 第二回同盟協約の意義

英国側の新案	72
我が方の修正意見	74
同盟の目的一歩を進む	74
協約適用地域問題	75
ドイツの同盟加入問題	76
同盟協約の公表問題	79
同盟に対する露国の態度	79
露仏宣言とその動機	80

対露戦勝の反響	83
同盟拡張の内議	84
英国側との意見交換	84
新協約案	85
英国側の対案	86
我が修正案	86
英国側の第二対案	87
韓国及びインド問題	88
新協約の調印	89
その発表期	89
日英両国の輿論賛同	90

第三章 日英同盟の再改訂（第三回協約）

下篇 日露戦役の外交的考察

第一章 満洲問題の経緯 103

第一項 露国の満洲侵略 103

列国政府露国の撤兵如何を監視す	103
露国の撤兵不実行	103
あまつさえ清国に対する新要求	106
我が政府の決心	107
英米両国も警告	108
清国の態度	109
クロパトキン將軍の東遊	110
桂、小村のクロパトキンとの会談	111

同盟に対する英国民の冷熱	93
英米総括的仲裁裁判条約と日英同盟	94
同盟改訂交渉	95
米国の適用除外問題	96
その解決及び調印	98
再改訂協約の眼目	98
日英同盟の終焉	99

第二項

旅順會議	114
露国の主戦派	116
極東総督府の設置	119
露国の新々要求	120
露国の不撤兵言明及び奉天占領	121
露兵の北韓活動	122
我が政府の抗議	124
日露の交渉	125
対露交渉の廟議	125
内閣の一部改造	126
交渉開始に関し英国との諒解	128
交渉の瀬踏み	128
協商基礎案の提出	129
難関既に見ゆ	130
ローゼン公使の苦衷	132
露国の対案	135
交渉の開始	136
二回の修正案	138
我が国論の急調	138
露国漸く修正対案を提出	139
この間における露国の軍事行動	140
露帝主戦派に傾使せらる	141
露国の覆答	142
小村最後決心の臍を固む	143

我が最終修正案 145
雲翳来往愈々急 145

第三項 交渉の打ち切り 150

露国の恫喝政策 150
我が方の警戒 152
独立行動及び国交断絶の宣明 153
ローゼン公使の帰国挿話 153

第四項 交渉打ち切り前における列国との関係 155

第三国干渉防遏の苦心 155
英米両国との諒解 156
ドイツへの説明 160
仏国の調停運動の挫折 163
戦時外交の幕遂に落つ 166

第二章 戦局の推移と第三国の態度 167

第一項 第三国の講和運動 167

日露両国の宣戦 167
末松金子両子の英米特派 168
旅順陥落前の仏国の講和斡旋 169
その失敗 170
旅順の陥落と列国の講和論 171
米国大統領の態度 173

伏見大將宮の御渡米日米親好を固む 175

大統領と独帝 177

ドイツ筋の日英離間策 177

独帝の露仏牽制 180

露軍の奉天大敗 182

講和論の再擡頭 182

ウィッテの和議奏上 182

在華府仏独両国大使の行動 184

大統領の考案と我が国の態度 184

列国会議説の出没 186

仏国の焦慮憂惧 189

我が廟議の決定 191

大統領の在華府日露両代表者予備的会見案 192

バルチック艦隊の東航と大統領の真情 193

第二項

日本海の激戦大勢を決し米国大統領講和を斡旋す 196

天の冥護 196

バルチック艦隊の殲滅と列国の輿論 196

講和の好時機 197

大統領の対露講和勧告 198

露帝その勧告を容る 202

大統領の公然の講和勧告 204

日露両国の受諾 204

これに前後せる英国の態度 205

大統領に対する予議斡旋の依頼 206

講和談判地及び講和全權問題	207
紆余曲折の末に解決	208
ルースヴェルトの我が国に対する誠意真情	218
彼の親日的由来	219

第三章 ポーツマス講和談判 221

第一項 日露両国全權の任命及び渡米	221
我が方の講和全權委員簡選	221
露国講和委員	222
休戦問題	223
ウィッテの選任事情	224
講和談判地の最終決定	226
両国全權の各随員	229
講和条件の商議決定	230
講和談判に先だつ四要件	231
講和の前途樂觀を許さない	235
小村の大決心	235
米国における小村の大人気	237
大統領との会談	237
大統領の深慮	239
ウィッテの大統領との会見	240
大統領の日露両国使節謁	242
大統領の両国使節の公式引見	244

両国全權ポーツマスに着す 247

第二項 談判の行詰り 248

予備會議 248

本會議に入る 249

小村先ず一釘を打つ 251

講和条件の提示 251

露国全權の回答 253

露国の峻拒せる四問題 254

サガレン問題 255

軍費払戻し問題 256

抑留軍艦及び極東海軍力制限問題 257

第三項 行詰り辛つじて展開 259

露帝ウィッテの讓歩的意見を容れず 259

露国の氣勢と小村の決意 260

海軍力及び抑留軍艦の要求撤回 261

非公式會議におけるサガレン兩分案 262

大統領その納得方を露帝に勧告す 264

露帝依然頑拗 266

大統領金錢非要求説に急下す 267

露国妥協案を非認す 272

ウィッテの狡猾な質問 273

露都の統戦論 275

大統領更に露帝に勧告す 276

ウィッテの決心 276

小村も決心 277

小村いよいよ決心 279

小村統戦意見を電稟し引揚げに準備す 280

在満洲日露両軍の実勢 281

ウィッテの新聞操縦 286

その是非 290

大統領の暗中采配 293

我が廟議の決定 297

最後譲歩的一幕 297

附帯細目の協定 299

講和条約の調印 299

露都は講和を如何に迎えたか 302

帝都民衆の暴動 306

聖意炳として日月の如し 310

索引 315

明治二大外交

日英同盟と日露戦争――

絡み合う欧米外交と日本外交

凡例

- 一、本書は信夫淳平著『明治秘話 二大外交の真相』（一九二八年、萬里閣書房刊行）の改版改題復刻版である。
- 一、復刻に際して左記の表記調整をおこなった。引用文についても原則として同じく処理したが、古風な書簡文、条約文、詔勅文についてはその処理の程度を抑えて不自然にならない程度にするか、元のままにした。
- 一、旧字体の漢字は新字体におきかえた。また、現今使用が避けられる別体扱いの漢字は標準字体のそれにおきかえた。
- 一、仮名遣いは現代のそれにおきかえた。
- 一、送り仮名を現代的に加減した。
- 一、読み仮名ルビを加えた。
- 一、現今漢字表記が避けられる傾向にあるものは平仮名表記におきかえた。
- 一、鍵括弧の用法（形状）は現今一般の慣例によって調整した。
- 一、片仮名表記の姓名区切りと単語間を一字空きで示しているところは原則として中黒点に置き換えた。
- 一、踊り字（繰り返し記号）は「々」のみを使用し、そのほかは文字におきかえた。
- 一、読点を加えたところがある。例、「にさん」と読む「二三」など。
- 一、本書刊行所による注記は「」括りで記した。

序言

明治盛代四十五年間の我が国の外交は、二十七、八年「二八九四、五年」の日清戦争までを第一期の孤憤時代とし、三十七、八年「二九〇四、五年」の対露戦役までを第二期の覚醒時代とし、その後明治大帝の崩御までを第三期の発展時代として考究するを得べく、この三期を通じて現れたる我が国の膨張の各段階には軽重軒輊^{けんぢ}の差等を附すべからざるも、中にありて特に国運の消長が繋がりしこと最も多大にして、同時に帝国外交の最も潑潑^{しつしつ}たりしは第二期の下一半で、即ち小村寿太郎侯を外相とせる第一次桂内閣の当時である。

日英同盟と日露戦争は、この時期を代表せる明治外交の二大事業であつた。而してこの二大事業に依り、我が帝国の外交は、能く覚醒時代を送りて発展時代を迎え、帝国の国威国力を顕著に發揮し得たのである。日露戦争なかりせば、東亜には長えに禍因が伏在し、我が国民は一日も枕を高くし得ざりしのみならず、この禍因は如何に我が国に取りて不利に展開し、世界における我が国の位地は爾後如何に悲境に沈淪するに至りしか、顧みて悚然たらざるを得ない。而して日英同盟の成るなかりせば、対露開戦は到底決行し得ず、決行するも禍乱は或いは意外の辺に拡大し、所期の戦果は或いは把握するを得ざりしならんと想像するに十二分の理由がある。維新開国よりして半世紀ならざるに、眇たる東海の一孤国より世界の一等国の班に入れる、大帝陛下の稜威は言うをまたず、他にも幾多原因の存せしは勿論なるが、右の二大事業は特にその重要な素因としてこれを否定せんとするも得ない。

しかも由来日英同盟の成立事情と日露戦局の拾収始末は、多年外交上の秘録として外間の窺うを許さざる点多々あり、又その消息を知るも、肝腎の要所は官の機密としてこれを公表するを得ずで、歴史の研究者に取りて隔靴搔痒の感ある

を免れなかった。然るに軌近欧米諸国にありては、当年の重要な官文書は続々世に公表せらるるに至った。特に大戦

後のドイツ新政府においては、普仏戦争以降大戦勃発に至る四十三年間の重要な機密外交往復文書を『欧洲諸内閣の大政策』(Die Grosse Politik der Europäischen Kabinette, 1871-1914)と題して十二巻に纏めて公表し、又最近に英国政府も、その多年の光榮ある孤立政策より脱却するの必要を感じ始めた一八九八年(明治三十一年)を発程とし、即ち膠州湾事件より大戦に至るまでの、これまた機密に属せし外交文書を一切編綴し、『大戦原因に関する英国文書』(British Documents on the Origins of the War, 1898-1914)の題下に大冊十二巻を公刊せしめた。これ等両国政府公表の機密文書中、我が国に直接関係ある日英同盟及び日露戦争に関する百数十通の往復文書は、いずれも貴重の外交史料に非ざるはない。英国政府がこれ等を公刊せしむるにあたりては、これに就いて予め対手国政府の承諾を得たるものなること、その序文に明記せられてある。米国にありては、ポーツマス講和談判の事実上の司会者たりし大統領ルースヴェルトの当年の時局に関する手記書類は、挙げてビショップ、デンネット等の著書に依り疾く世に公表せられた。既に然り。故に今本篇の内容に関しては、敢えて我が政府の今なお機密に附する文書に触れずして、これ等関係国側において既に全世界の前に公然提供したる幾多の資料に依り、勿論なお多少の雲霧はあるも、大体の筋道はほとんど間然する所なくこれを窺い知るを得るに至ったのである。

本篇は私の随って考証し随って採録しつつある未定拙稿の明治外交史論中の一部分に属する。この未定拙稿は、仮にそれが他日完成するものとせば、かなり浩瀚のものとなるべく、それだけ何れの日に出来揚るか予測し得ない。けれども、その脱稿したる部分は、いつまで筐底に蔵し置くのも不本意で、機会ある毎に少しずつでもこれを世に問う方が然るべしとも考え、今すなわち大体纏りたる本篇を上梓するに至った次第である。

昭和三年五月

信夫 淳平

上篇

日英同盟の始末

第一章 第一回同盟成立の経緯

第一項 同盟成立に先だつ日露の關係

清韓兩國の獨立及び領土保全を維持し、該兩國において各国の商工業をして均等の機會を得せしめることを標榜せる第一回の日英同盟協約は、畢竟明治二十七年、八年「一八九四、五年」の日清戰役以來、極東における日英兩國の利害一致し、殊に三十三年「一九〇〇年」の北清事變において英國は我が國の實力を識認し、我が國もまた極東における現有利益を擁護するには英國と提携するに利ありとなし、即ち日英兩國共に同盟を相結ぶを須要と認めた結果に外ならなかつた。しかも當時我が國にありては、外に對して孤立無援、内に在りては外交の根本方針立たず、國論その歸一を欠き、随つて元老政治家にしても、外國と同盟を結ぶが如き振古未曾有の大画策に對しては自然逡巡踟蹰するの際、内は廟堂の意見を統一し、外は折衝機宜を誤らず、遂に能く同盟協約の成立を致し、我が國の外交方針に新機軸を出すを得せしめたのは、確かに時の首相桂及び外相小村の偉業であつたと云うべきである。

日英兩國識者の同盟論

これより先明治二十八年「一八九五年」四月末の三国干涉事件において、露國の極東に對する鋒鋦漸く現われ、遼東還附の決行に由りて事僅に収まるや、我が朝野の間には、将来盟邦を歐洲強國の間に求めて孤立無援の危險を避くるのを要を痛切に感ぜざる識者もあつた。後に在英公使として日英同盟協約の締結に殊勲ありし故林（董伯）の談話（大正二年「一九

「三年」八月二十一日『時事新報』所載）に依れば、

「我輩は日清戦争後ヨーロッパの列強合縱の結果が極東に影響を及ぼし、三国干渉となつて我に圧迫を加えたことを直接に経験したのであるから、日本の孤立が到底不可能であるを感ずるの念も痛切であつたから、是非とも合縦の策を講ずるの必要を認め、二十八年の五月の末に『外交の大方針を定むべし』と題せる一篇の論説起草し、これを故福沢先生に見せて意見を質した所、先生も大いに同意を表し、すなわちこれを同月二十八日の『時事新報』の社説に載せられた。それから我輩は明治二十八年「八九五年」六月五日、清国駐劄全權公使として東京を出発したが、『時事新報』は更に六月二十一日の社説において我輩の説を敷衍し、日英同盟の必要にして実行し得べきことを論じた。これ等前後二篇の社説に注意した人が世間に幾人あつたか知らないが、いずれにしても『時事新報』がこの問題を社説として公にした事実だけでも、日本の有識者間に日英親近に関する思想が萌芽を生じた徴候として見るに足りるのである。」とあつた。

必ずしも『時事』の社説のみに促された訳でもあるまいが、事實当時我が国にありては、日英同盟論は架空的ながらも折々外交評論家の筆舌に上るようになった。けれども陸奥（宗光伯）の如きは、實力の我が国に充実せざる當時において日英同盟論の如きは空論のみという意見で、痾を大磯に養える折、その機関紙にして竹越三又氏の主宰せし『世界の日本』の社説「外交同盟の楔子」を藉りて左の所見を公にしたものである。

「日英同盟の如きその名甚だ美にして、時人がこれより収めんと期望する結果決して少々ならず。然れども英国は人の憂を憂いてこれを助けんとするドンキホーテにはあらず。同盟によりて日本の安全を保するを得ると同時に、英国もまたその安全を保するの担保を日英同盟より得ざるべからず。もしこの担保を与うる能わずとせんか、英国は決して同盟の与国たるものに非ざるなり。知らず論者は日本現今の国力、果して限りなき英国の防禦線に安全を与うるの力ありとなすか。英国が日本に親好を表するはもとより信ぜずべし。英国が何等かの手段によりて東洋におけるその位置を維持せざるべからざるは事實なり。唯だ英国は、日本の兵力は内は以て己を守るに余りあれども、

外には同盟軍を起して大陸に転戦し、シンガポール以外の海洋に艦隊を出すの力あるを信ぜず。而してこの力なくんば、日英同盟は無意義なり。この力なき同盟は、英国より見れば日本を保護するに過ぎず。これ英国がイタリアを称して同盟と云うも、未だにわかに日本を称して同盟国と云う能わざる所以なり。現に遼東事件の時、伊藤内閣が後を顧みて英国の発言を待ちしとき、英国にして一言同盟の情義を示せしならば、伊藤内閣もまた暗中の飛躍を決して、乾坤一擲の快事を試みしならん。英国これに出でず、伊藤内閣が三国の提議を聴許せんことを望みたるもの、豈に英国の東洋における位地を示したる好適例に非ずして何ぞ。ロースベリー内閣去りてソルスベリー内閣となるも、ロースベリー卿は初めより内には自由主義を取り、外には帝国主義を取ると公言し、その外交政策は保守党と大差なきものなり。故に日本の兵力今日と大差なくんば、日英同盟は夢想のみ、虚栄のみ、画餅のみ。」(明治二十九年「二八九六年」八月発刊、第二号)

實力の伴わざる同盟論の無意味なることは、確かに右の所説の通りである。幸いにして日清戦役の直後、政府は清国よりの償金の大部分を軍備拡張に投じ、陸軍を七箇師団より十三箇師団に、又海軍を五万トンより二十万トンに増加するの計画を立て、二十九年春の第九回帝国議會はこれに協賛を与えたので、我が国の軍備充実の端緒はここに開かれ、随って日英同盟を空論となす所の叙上の論拠は次第に薄らぎ、旁々同盟論は現実の問題として考究し得る可能性を帯ぶるに至った。

林はこの機会を捉え、その素論の実現化に向って次第に歩武を進めた。彼の手記を英訳せる英人ブーレーの書には、「予〔林〕の記憶にして誤りなくんば、一九〇〇年〔明治三十三年〕の三月上旬と覚ゆ、予は一日タイムスの有名な在北京通信員モリソン氏と時事新報の樓上において相会した節、彼と日英同盟論を闘わしたことがある。又予が北京に駐在中、タイムスの外報部長チロル氏も極東を二回視察せることもあったが、その際予は彼と数次会見し、意見を交換した。予の北京より帰朝の途に就く折にはたまたま彼と船を同じうした。爾後予は彼と相接触し來たつた。而して彼は常に誠実なる日英同盟論者であつた。」(Pooley, *The Secret Memoirs of Count Hayashi*, p. 111)

とある。要するに林の日英同盟の熱心家であつたことは世上周知の事実である。が同時に、在英公使として林の前任者

たりし加藤（高明伯）のまた当時既に日英同盟論者であつたことも、林の同じ手記に

「明治三十二年〔一八九九年〕、予は露都より帰朝し、伊藤伯を靈南坂の邸に訪いしに、坐に井上伯あり。井上伯は予に英京に赴くの意なきかを尋ねられしかば、予は最も願う所なる旨を以て答えたり。次いで同伯は、加藤氏はしきりに日英同盟の急務なることを外務省へ稟議し來たれるが、これに関する予の意見如何を問われたり。」

とあるのでも解る。しかも日英同盟の提唱者としては、当時我が駐露公使たりし西（徳二郎男）のあつたことを忘れてはならぬ。西は三国干渉を率先政府に予報せる偉功者として聞ゆるが、我が廟議の遼東還附に決したる時より数日ならざる二十八年の五月某日を以て政府に致せる三国干渉の由来、露国の企図等を記せる報告中において、将来英国との提携の要ある所以を具さに記述したのは、よしんば未だ同盟の文字を用いざりしとは云え、以て当年の我が在外使臣中にありて日英同盟の議を立てたる先覚者の一人となすに足るであらう。

露帝戴冠式を機とせる我が日露提携案

日清開戦以前にありては、その通商關係は勿論とし、政治上においても、極東にありて第二位以下に蟄居せる露国は、遼東還附以來その極東政策に漸く急調を加え、朝鮮問題において我が国と角逐するに至り、辛うじて二十九年〔一八九六年〕五月京城にて成れる小村・ウエーバー覚書、及び同年六月九日モスクワにて出来た山県・ロバノフ議定書にて当年の危機を一先ず避くるを得たる次第は、今に記憶を逸しない。この議定書に調印せる山県の当年の露国行きは、元々朝鮮を挟んでの日露提携論から出発したもので、その隠れたる史実は、我が政府当局者の対露対英思想の変遷史の上に重要な頁を成すものである。このことは今日においてはこれを語るも国交上には勿論、個人關係の上にも何等累を及ぼす点はあるまいから、一の歴史談としてその概要をここに挟んで述べて置きたい。

当年の山県の遣露大使任命は、元々外相陸奥の推挙に由つたものである。当時陸奥は病氣引籠り中で、西園寺文相が臨時外相を代摂して居つたが、重要な外交要件は、陸奥が病床で決裁したものである。当時閣議は、露帝の戴冠式に我が国より使節を特派することは、ただに儀式の点からのみならず、これを機会に日露両国の将来に関し一の協商をなす

にも便宜なりとの見地から、使節特派のことを略々決定した。而してその使節としては、伊藤首相自らこれに当たるとの希望があり、閣議においても略々そのように決して居った。然るに大磯に病臥中の陸奥は、その議に同意しない。というは、単に儀式上のためのみならば勿論、他に政治的協商を遂ぐるの用務ありとしても、露国に關係することならば西公使以上の適任者は無い（陸奥は日清戦役の末期以来深く西を信用して居った）、のみならず目下内政もすこぶる多端であるから、総理大臣たる伊藤の我が国を離るるのは決して得策でない、というのが陸奥の意見で、遂に伊藤の露都行きを閣議において思い止まらしめたのである。

然らばそのお鉢は如何にして山県に廻ったかというに、それには先ず山県の当年の対露意見を語らねばならぬ。山県は軍人としての交際上、当時在本邦露国公使館附武官たりしヴォーガック少将と懇意の間柄であつた。山県は日清開戦以来、陸奥と露国のことを談ずる折には、往々同少将の言を援引して語ることもあつて、何程か彼の言を偏信するものの如く、或いは陸奥に、日露両国は将来是非とも同盟もしくは特別親密の關係を結ばざるべからず、このことは君（陸奥）と伊藤にて尽力し、一言露国公使に口開きをなせば事成るに相違なし、とまで述べたこともあつた。けれども山県は他の一方において、遼東割取を主張せる一人であつた。それを陸奥は、当時のすこぶるデリケートな内外局面に顧み、到底兩立し難き意見と見た。尤も陸奥は、戦争の酣なる折、一再露国公使ヒドロヴォから、日本が地を大陸に取るが如きは日本のために宜しからずと聴かされ、暗に遼東割取の外交上難問題となるに至るべきことを諷示せられたこともあつたが、陸奥はわざとこれを聴き流しにして居った。けだし陸奥の考えでは、露国公使とて敢えて本国政府の訓令の下にしかく云えるのでもなく、又露国のために害ありとの意味で云つたものとも受け取られない、且つもし遼東割取のことを講和の一条件に加えずとしたならば、政府は三国干渉よりもなお一層困難と予想せらるべき目前の難関を如何に切り抜くべき、仮に大本営総辭職というが如き椿事にまで至らずとするも、遼東駐屯の將士にして万一にも帰国を肯ぜざるが如き事態を生じては実に容易ならぬことであるから、露国公使の諷言はあるも、未来のことはその時のこととし、とにかく遼東割取の一条を廟議において決定するに至らしめたのである。而してその結果は、不幸にも三国干渉となつたという次第である。

そんな関係で、山県は夙に熱心なる日露提携論者であったから、今遣露大使派遣の議起るに及んでは、彼は密かにその任に當って見たいという考えも起したらしい。勿論山県は極めてリザーヴな質の人であるから、公然と自薦はしなかったこと勿論なるも、陸奥の眼にはしかく映じたのである。陸奥は前述の如く初めから、皇族の御差遣以外にはわざわざ大使を特派するの要を認めず、もし政治的用務が特別にあるならば、西公使をしてこれに當らしむれば足るという説であつたが、既に大使派遣のことは内閣においてその要ありとし、伊藤首相自らこれを望んだという行懸りもあり、しかも首相の出掛けるのは内外の政務これを許さずとの見であつたから、陸奥は改めて山県に露都行きを勧めた。然るに山県は案の条これを一応辞退した。が黒田などは山県に往けと勧めたので、それではとて彼は御受けするに至つたのである。

これに先だつ数日前、山県は陸奥を訪いし折、ヴォーガックの説なりとて、朝鮮を日露両国にて分割することの案に就いて陸奥に諮つた。陸奥は格別自説を吐かなかつたが、その後陸奥は、山県が伊藤を訪うて同様の説を述べたということを目にしたので、陸奥は伊藤と相談の上、或る日山県に向い「過日のお話は単にヴォーガックの言だけでは何分当方より発言致し兼ねる。過日承る所では、露国公使は欣然本問題を談ずべしとヴォーガックより閣下に申し出た趣なれば、同公使から先ず閣下までなりとも内話あるよう御取計らい下さるるなれば、その後のことは自分等において御引受け致さん」との意を答えた。そこで山県は、一日某大佐を通訳に連れて露国公使を訪い、雑談の間に右の問題を彼より切り出さしめんと試みた。然るにヒドロヴォ公使は言を他に外らし、ヴォーガックの語りしが如きことに就いては遂に発言しなかつた。山県はそれ以来、国際交渉のすこぶる機微で思ふように運ばぬものなることを感じたらしく、旁々その後は、露国行きの希望もやや薄らげる風となつた。けれども既に御受けしたことでもあつたから、結局行くことにはなつたのである。

ところが、恰度その頃、又一つのエピソードが起つた。山県は或る時、客に「伊藤は狡い男だ、己は難局を避けて他人にその責を負わしめる、自分はむしろ内に居つて仕事をする方が望ましい」というようなことを語つた。それをその客（たしか朝比奈知泉氏であつたかと記憶するが、間違つて居たら御詫びする）は伊藤に言い伝えたものだから、伊藤

は赫怒し、一時は面倒が起りそうにもなったが、たまたま井上が興津から帰つて来て伊藤を有めたので、事は漸く治まった。これを聴ける陸奥は、明治六年「一八七三年」に木戸大久保等が欧州から帰り来たつて廟堂に大變動を捲き起した如く、山県は帰朝後に何事か起らねば善いかと打ち案じ、かなり心配したものである。

かくて山県のいよいよ露都に向け出発するとなるや、陸奥は山県と西公使との間を極力円滑にせしむること、又ベルリンの青木公使が山県に先入主的に何等吹き込むことなからしむることに就いてしきりに心配し、この点の注意方を陸奥は腹心の山県随行員に向つて内々深く依頼したものである。当時外務省の記録課長に川崎寛美という書記官が居つた。これを陸奥は山県の随行員に加えた。次官の原敬は、同人は省内に入用としてその任命に異議を唱えたが、陸奥は是非ともとて、遂に彼を随行せしむることにしたのは、その辺の意味合いからでもあった。陸奥は山県を遣露大使に推薦したものの、その特別任務に就いては事実上飽くまで西の力に依頼したもので、随つて山県をして万事を西と相談の上になさしむべき方針を執り、山県が西に面談する前に青木や他の輩の言を聴いて意見を定むるが如きことなからしむるよう随分苦心したものだ。當時たまたま青木からの電報中に、歐洲にては山県の遣露一条を以て日本政府の外交の無能と認め居れりと記したのがあつた。この電報を見たる陸奥は、余人の言ならばイザ知らず、いやしくも我が国内の事情に相應に通じて居る青木にしてこれを聞流しにするとは不埒なり、伊藤のこれを見て立腹せるも無理ならず、と人に語つたことがある。青木は当時我が政府部に甚だ不評で、一時は召還説も閣議に上つたが、陸奥は今日彼を召還しても別に目当てもないから、暫くこのままにして置かんとて、青木の召還を見合せたのだ。要するに遣露大使の任務遂行に就いては、陸奥は一に望みを西に嘱し、万事西の意見に由らしめんと意であつたのである。

かくして山県は米國經由にて渡歐の途に上り、五月中旬モスクワに着した。而して朝鮮問題に関する特別使命に就いては、山県はモスクワの内外の人々の視聴が一に戴冠式の盛典に集中し居れるその際をば却つて便利と認め、諸儀式の繁忙を極め居りし間において、西公使の斡旋にて露国外相ロバノフと内密に隔意なき意見の交換を行い、その結果六月九日に一の議定書に調印を了した。が、この議定書は、要するにその前月十四日に京城にて小村とウエーバーの間に調印せられたる覚書の精神を敷衍したもので、言わば該覚書を確認したものに過ぎず、格別日露提携の表現ともならな

ったのである。

その後における日露提携談

程なく露国は、義和団事変を好機会としてその極東政策に一步を進め、露清密約の締結となり、露清銀行の設立となり、東清鉄道の敷設となり、旅順大連の租借経営となり、北清事変の結果は更に一転して満洲の軍事的占領となり、露国の鋒鋷は再び韓国の上にも及び、我が国との利害は遂には衝突せざるばやまざるの勢を呈するに至りたる事歴は今略する。当時我が国の軍備は未だ所期の完成を告げず、故に独力これに対抗して露国の勢力を満韓より掃攘するのは至難の業であったから、自然露国と妥協の道を求めてその侵略的政策を緩和せしむるか、將た歐洲の別国と提携し、その力を藉りて露国に対抗すべきか、二者その一に出づるのでなければ我が国は極東においてその位地を安固に支持するは不可能なり、というが如き論は識者の間に唱えらるるに至った。而してその別国とは、歐洲における当年の國際的地位と極東に対する利害關係よりして、自然英國ということに目指されたのである。

けれども英國との同盟の提携は、俄に望んで俄にこれが実現を期するも不可能という見地から、当時可能の方策として我が政府当局者の考量に上ったのは、勢いその前者であった。そこで明治三十一年「一八九八年」、時の伊藤内閣はこれに向つて瀬踏みを試みた。而して結局見込みが無かつた。三十三年の春、北清事變の將に起らんとする前、在露都小村公使は、極東將來の平和に就いて日露の間に一協商を取り結ぶの得策なるのみならず、周囲の諸事情より推しこれを取り結ぶの好時機なりと認め、山県内閣の青木外相に稟議し、それとなく露国側の意向を試探したることもあった。けれども露国は極めて冷淡であつた。当時露国の意向では、仮に日本と協商するも、それは専ら韓国の関することのみに限り、且つ現在の日露協約の趣旨を脱せざる範圍においてのみなすは敢えて辞せず、というが如きものであつたので、協商の成立は當時到底覺束なかつた。勿論當時露国政府部内にありても、日本の軍備は次第に拡張の実を挙げ、殊に日英兩國逐年親好の度を加え來たつたのに顧み、むしろ進んで日露の接近を計るに利ありとなす者も少しはあつた。現に明治三十三年「一九〇〇年」四月、露国政府がイスヴォルスキーを新たに在本邦公使に任じて來朝せしむるにあたり、外相ラ

ムスドルフは彼に東京着任の上は日本との間に極東問題に関し一協商を取り結ぶことに向って努力すべき旨を訓令した位であつた。

イスヴォルスキー我が国を見縊る

これに就いては、イスヴォルスキーの来任後におけるその態度に関して一言するの興味あるものがある。前述のラムスドルフの訓令一条は当時自然我が政府に伝わり、随つてそれが自然、当時日露提携論者として知られたる伊藤首相の耳にも入つた。然るにイスヴォルスキーは、本邦着任後格別その方針に向つて努力する風も見えない。伊藤は或いは多少これを促す積りでもあつたか、一日彼をそれとなく大磯の別墅に招き、午餐を饗し、終つて歓談の間に日露提携の要を彼に語つた。彼は別に意見を述べず、単に程よき挨拶を以て応えたのみで、やがて邸を辞した。彼と伊藤との間に通訳の任に当たりし外務省の某は、帰路汽車を共にしたので、車中他に人なきを幸い、談を日露協商の要に及ぼしたるも、イスヴォルスキーは肩をすくめて冷笑一番、その到底駄目な話という意を表情の上に示した。けだし当時在本邦露国公使館附武官のヴァンノウスキー大佐は、平素「日本軍隊は観兵式の軍隊のみ」と嘲り、我が国をとかく見縊る風であり、イスヴォルスキーは自然彼に動かされ、我が国を以て到底なすなきものと觀察するに至つたが故であらう。

露国公使館参事官の運動

尤も彼の部下たりし参事官のパクレウスキーは、かなり熱心に日露提携説を抱き、人を介して伊藤及び井上に説きしこと一再ならず。別して三十三年十月第四次伊藤内閣の成りし後には、韓国を日露共同保護の下に永世中立国となさんとの案を以て、伊藤井上に縁近き貴族院議員の都筑（馨六男）を通して彼等の意向を試探したこともあつた。井上の三十四年一月、都筑に送りし左の連続的二束は、その間の消息を語る好資料である。

拝読。御帰京後再三パクレウスキー氏に御面会被成、今朝も来訪候由。増税案之疑問迄も申出で候由。無御疎漏事に有之候得共、右案は北清事変に要する費用填補と何日相済候哉未来を予期し難き之費用に有之、軍備拡張するに

非ざる事之確言を判然被成候方可然奉存候。將又露国半官報訳出御送附被下、如何にも露国対日之模様一変し来りたることも相知れ申候。畢竟北清事変に際し我兵隊之敏活なる働は充分規律ある結果よりして、東洋に於て深交之友国を得るの尤得策なるを覚悟したる意向に不過と被認申候。彼之一件提出の時機と手段に付心配仕居候由尤に奉存候。既に伊藤より加藤に内話致し候哉否之質問に対しては、多分未だならんと之御答を至極宜敷候。兎角同公使は前内閣の時着京候而、伊藤も最初に訪問せる縁故も有之候故、公使は伊藤を飽迄総理とせず、只真正之フレンドとして先病氣を見舞、且つパクの質問せる増税の意向も相尋ね、且つ淡泊に同公使之日露協約の東洋に於て尤必要論を説き、斯て奏効ば、朝鮮問題の取極めを永遠に相互保守するの手段を講究する之尤要用^{など}抔を只談話に初め、勿論首相として之答を不求、公使も公使にて無之、好友として相互言論の責任に無之様第一に申入候而、加ふるに世評に加藤外相は英と連絡も同人之評判も有之候故、内談候而若し両国之感情に害を生じては不面目等之事迄も篤と只老台之真意より出たる様に御取計被成下候而者如何と奉存候。左候得者、却て大磯に伊侯滞在中電信にて御病氣見舞の為罷出たしとて問合之上、同所に罷越し候はゞ、却て充分之談話其節の場合にて咄事も出来可申と被相考候。多少之ウランデスタン^{ウランデスタン}付候而、伊藤へも場合に寄りては外相に持出す時機迄も伺い試み候方便宜に可有之候。半官報は返上仕候間、老兄より無意見伊藤へ御送附被成置候方都合宜敷^か敷と奉存候。先日大磯に御出之節パクと御談話之事は伊藤に御談を被成候事と奉存候。先は御答旁々勿々^{など}拝復。

一月九日

馨六様

馨

謹読。彼之一件者既に露公使心急ぎ候より外相に談判開始に及たる由。既に昨日一書を以我意向申出候得共面餅と成行申候。乍^{しかたが}併公使並パクと共に伊侯之病氣見舞として大磯行を速にせしめ候上にて、持出したる理由を充分胸襟を打開き内話、且つプライベート、ヨビニョンも無責任にて可然、且他言も不致様屹度注意之事等も申述べ、且加藤之質問等並に国氣時機尚早からん^{など}抔之意向も談じ候方可然相考申候。英文を以御来示之文字中、米国の事は更

に不相見、只 guarantee of the powers とのみ有之候。何歟意見を交換したる義候哉。尤大体之主意を顕はしたるのみにて、些細之問答は閑談之上ならんとは奉存候。尚又小生の意見としてパクに御話しは、成否は不知、他日其責を負ふ能はざる旨確言被成置候事と奉存候。只賢台の氣付にて大磯行を御促し試み被成候方上策と奉存候。先者御注意迄に申出置候。勿々拝復。

一月十日

馨六様

馨

このパクレウスキーに就いても、一言して置きたい面白いことがある。

パクレウスキーの豪奢振り

彼は独身者で、交際好きで、加うるに莫大な資産を有し、我が国に在任中赤坂に宏壮の邸宅を借り入れて住み、日常驚くべき豪奢を極めたものだ。彼は、或る時露国の一軍艦が横浜に入港するや、中に一士官として乗り組める一皇族もあつたので、彼はその殿下を始め、将校一同を己の居邸に請じて盛宴を張った。その宴席には、新橋だか赤坂だかの尤物数十名を特別の約束の下に陳列せしめ、階上を薄暮き臨時待合に擬し、寄り取り随意として徹宵歓楽の極を尽したこともあつた。彼は自身帝都の花柳の巷に艶名を馳せた外、同じ東京駐劄の某国公使の夫人を情婦として居ったという評判で、己任満ちて露国に還るや、遙に同夫人に価格七万ルーブルという総ダイアの頸飾りを購ったという話は、当時帝都の外交団に轟しかったものである。そんな訳で、彼は一参事官に過ぎぬ身でありながらすこぶる手広く交際し、随つて自然我が頭位高職の輩に接近するの機会をも得たものである。

韓国 永世中立案の埋没

が、それはそれとし、当時我が政府にありては、パクレウスキーの日露提携案、即ち日露共同保護の下における韓国永世中立案を以て容認し得ざるものとなし、深くこれを取り合なかつた。これに就いても、これまた裏面に一条の物

語がある。

恰もその頃、今は秩父宮殿下の御補導役を辞して閑地に居られる当年の駐韓公使林権助男が一時京城より帰朝する少し前、前に云えるイスヴォルスキー公使がしきりに男に会いたがり、その意を時の外相加藤高明伯に通じたものだ。が彼は、その用件の内容を語らなかつたので、加藤は「林は自分の名代に過ぎない、用があるならば、その用向を先ず自分に語られたらどうか」と彼に告げた。ところが彼は、格別それ以上を語らず、何となく奥歯に物が挟まった風で相別れたことがある。林男は帰朝後外相からそのことを聴いたので、イスヴォルスキーから何か朝鮮に関する意見でも出るかと心構えて居った。

間もなく林男は或る元老に会った。するとその元老は、前に述べたバク参事官の吹き込んだ日露提携談を語り、これに共鳴して大いにその太鼓を敲いた。男はこれを聴いて我が国策を誤まるものと感じ、直ぐ加藤外相を訪い、「過刻一元老より意外の話を聴いたものですから、一応お耳に入れざるべからずと思い、参上しました」と註進した。加藤は「丁度今、露国筋から一提案に接した。要は韓国の永世中立案である」とてその要領を語った。林は「私の過刻聴いたのは単なる日露提携談であつたが、それでも私は不賛成であつた。然るにそれが韓国を永世中立にする案であるとすれば以ての外で、殊に伊藤首相までこれに動かさるるようになれば、いよいよ以て国家の一大事である。韓国を永世中立にすれば、緩急事あるの日に我が国は出兵不可能となり、随つて満洲における露国の跳梁跋扈を指をくわえて眺めて居らねばならぬことになる。これは閣下において篤と御勘考ありて然るべく、閣下の断然拒絶せらるることが願わしい」との意見を述べた。加藤は「如何にも尤もだ。断然そうしよう」と答えた。

折から、駐露公使から特に支那に転じて露都より帰朝して居った小村も、これを聴いて国家の一大事となし、大いに反対意見を加藤に述べたので、加藤は早速伊藤を尋ね、大いにその不利を力説した。その結果、右の永世中立案は遂にそのまま埋没となった。当時もしそれが成立したとしたならば、後年の対露戦争は丸ッきりでできず、今日の我が日本はどうなつて居ったか想像するに余りある。これを未前に阻止したのは、全く加藤、小村、林の三子者の力で、我が国の隠れたる外交史面より抹殺するを許さぬ一大功績である。

日露接近談の英国への反響

されど右等の日露提携談は、当時自然に英国側に伝わり、少なからずその神経を刺戟したものと察すべく、殊に北清事変において我が実力を眼前に目撃したる英国の当局者中には、極東において露国の兵力に対抗し得べきものは日本を措いて他に無しとの感が高まり来たつた際なので、自然彼等の間には日英提携のことを真創に考うる者もあった。尤もこの論は、必ずしも当時始めて発芽したものではなく、同国内の識者でその以前にもこれを唱えた者は沢山あった。一八九八年（明治三十一年）、英国の各地商業會議所聯合会を代表して極東に漫遊せるベレスフォード（Lord Charles Bessford）の如きも、日英のほとんど同盟というに近きほどの緊密なる提携論を我が国滞在中において高調したものである。けれども英本国において、その感の頓に高まったのは、とにかく北清事変において我が軍隊の示せる実物教訓を彼等が獲た後のことである。

林の英国筋の意向試探

されば、当時既に公使として英京に在りし林は、任国におけるこの趨勢を見、殊に在ロンドンドイツ臨時代理大使エッカルドスタイン（*En v. Eckhardstein*）が英国外相及び林に対し、英日独三国の同盟説をもたらして密かにその意見を尋ねたこともあったので、林は三十四年「一九〇一年」四月九日、始めてこれを我が政府に電報し、政府において本問題に關する英国政府筋の意向を試探せんとするに意あらば、累を後日に及ぼさざる注意の下に極めて婉曲にこれを試探すべく、その許可を得たしとのことを政府に稟議した。エッカルドスタインなる者は、元來その妻が英国の一富豪の女で、莫大の特有財産を所持する所から、交際上に金を散ずるにおいて不足が無い。そこで独帝は、これも金持で当時在ロンドン露国大使館に在勤せる参事官某のロンドン社交界における華美な活躍振りをなし居るに対抗せしむべく、特にエッカルドスタインを簡拔してロンドン在勤の参事官に任命したという事情であった。故に彼は、大使館の一属僚たる只の参事官ではなく、大使のハッツフェルト（*Graf v. Hatfield*）が病氣離任中は代理大使として相応に活躍し、英国政府側

でも彼をかなり重く見て居つたものである。

ともあれ、林の右稟議をなすに至れる迄の事情に就いては、林自身の手記にこう詳叙してある。

「日英同盟の説は数年前、殊に明治三十一年〔一八九八〕膠州灣及び旅順大連灣事件以来、英国の新聞雑誌に登り、植民大臣チエムバーレン氏もまた一夕晚餐後、予の前任公使加藤高明氏に向い、極東問題に関し日英兩國にて話し合ひをなすの利益あることを閑話したりしも、兩國政府にて真面目にこれを協議することなかりし。然るに明治三十四年〔一九〇一〕三、四月の頃、ロンドン駐在ドイツ臨時代理公使エッカルドスタイン男はしばしば予を訪ひ、自分一箇の意見にては、東洋の平和を維持すること日英独三国の同盟にしくはなし、而して自分が承知する所にては、英国政府の大臣中にもチエムバーレン氏、ランスダウン侯もまたその説を容るるに至れり。ドイツにては民間に英國排斥論盛んなるも、ドイツ政府は決して然らず、殊に最も高貴の御方二名（この意は察するにドイツ皇帝及び宰相ビュロー伯ならん、現にヴィクトリア女皇崩御の際、英國現皇帝とドイツ皇帝としばしばオスボーン離宮において閑話あり。エッカルドスタイン男は常に独帝の傍に侍したが故に、その辺の消息を得しものと見ゆ）は三国同盟に賛成なるが故に、今日日本政府より口開きをなさばこの事は必ず成就すべしと云えり。

エッカルドスタイン男がかくの如き勧誘をなしたりし本意は何れにありしや、或いは真実に三国同盟を作成せんが為、その筋の意を受けてこれを予に語りたるものか、或いは別に他の目的ありてこの手段を取りしものか、その辺は今に確かむることを得ざるも、果して男が云える如く英國政府において日本と同盟をなすの意ありとせば、ドイツの加入するとせざるとに論なく我が国の為大いに利益あるは論をまたず。少なくとも英國政府の意嚮を探ることとは益ありて害なきこと故、それとなくこれを探ることの許可を仰ぎしに、昨年〔明治三十四年〕〔一九〇一〕四月十六日電報を以て、帝國政府にては何分の意見を發表し難きも、政府を羈束せざる限りにおいて予一個の意見として英國政府の意嚮を探ることは差支えなき旨訓電あり。依つて予は四月十七日ランスダウン侯に会晤の序を以て清國問題に論及し、同國の前途すこぶる憂慮に堪えざることより、東洋の平和の為日英兩國にて何とか永遠の取極めをなすことの緊切なるを予一個の意見として開陳し、侯の意見を尋ねたるに、自分も何とかせざるべからずとは信

じ居るも、当時首相ソルスベリー侯不在に付き、英国政府にては未だかくの如き重大なる事を議したることなし、しかし何とか善き思い付きあれば悦んでこれを談合すべしと挨拶し、なお子が立ち去らんとするに際し、侯よりかくの如き協商は必ずしも二国のみに限らざるべく、他国を引き入るも可ならんと質問ありし。これをエッカルドスタイン男の語る所に対照し観察するに、英国政府にても折々はかくの如き問題を議したることなるべく、又ドイツ政府の意嚮をも折に触れ探り見たることあるに非ずやと思わる。去りながらソルスベリー侯不在にては、とてもかくの如き重大なる事件に関し纏まりの付くべきはずなきに依り、暫く英国政府の模様を注視し、侯の帰英を待ち更に口を開くこととし、その旨本国政府に電報せり。」（大正二年「一九一三年」七月十八日『時事新報』所載、林董伯手記「日英同盟始末」）

林の右の手記にある通り、日英同盟の開談は元々ドイツに依りて促され、ドイツは実に独英日の三国同盟計画の発起者という位地にあつたものである。その次第を知るには、当時英独両国政府の代表者の間に密かに交換せられたる英独同盟談の経緯の概要を語るの要がある。

第二項 この間における英独同盟談

一八九八年の開談

これより先数年前、英独同盟談は一再歐洲外交界の噂に上つたことがあつた。一八九八年（明治三十一年）の初め、英国植相チェムバーレンは首相ソルスベリーの意図を承け、前述の在ロンドンドイツ大使ハッツフェルトとの間に、英独関係の将来の協定方に就いて意見を交換したことがある。その始末は、同大使より同年三月二十九日付にて宰相ビューローに報告せられた。チェムバーレン案の要旨は（一）英独両国は植民地問題に就いて詳細の妥協を遂ぐること、（二）英独両国はモロッコに関し共同的行動を執ること、但し英国はドイツに同地方における領土的代償を認むること、（三）ドイツは英国の第一には極東、第二にはエジプトにおける行動に対し一般的援助を与うること、というにあつた。

下篇

日露戦役の外交的考察

第一章 満洲問題の経緯

第一項 露国の満洲侵略

列国政府露国の撤兵如何を監視す

日露戦役前の満洲問題は、日英同盟の成立を挟んでこれを前後の二段に別つて考察すべきである。その前段は、明治三十三年「一九〇〇年」の北清事変の直後における露軍の満洲占領、我が政府及び英米兩國の対清警告より、三十五年四月八日の満洲還附に関する露清協約の調印までとし、後段は爾後三十六、七年の日露交渉、次いで平和の決裂までとする。満洲問題の経過を語るには、右の前段よりするに非ずんば隔靴搔痒の感を免れぬが、それは余りに繁に亘るので今略し、ここには筆をその後段に起し、日露の開戦に直接の関係ある部分のみを叙述するに止める。

そもそも三十五年四月八日調印の露清協約なるものは、その条項中に独立国たる清国の主権を毀傷するものあり、露国の匪望を明らかに承認せしめたものもありて、列国は露国の図々しさに痛く驚いた。けれども我が国を始め英米諸国は、露清協約の眼目たる撤兵の一事に関し、露国がこの上もや誓約に背戻もせまじと思惟し、暫く黙認してそのなす所を監視するの態度を執った。

露国の撤兵不実行

露清協約の規定に係る第一期の撤兵期限、即ち三十五年の十月八日、露国は大体において約の如く撤兵を実行した。

次に第二期の撤兵期限たる三十六年の四月八日は来た。露国はこの日において盛京省の残部及び吉林省の全部の撤兵を行わざるべからざるはずであった。これ等の地方はその広袤において満洲の大半を占め、軍事経済上において満洲の腹心を形成する重要区域であるから、その撤兵の実行如何は我が国に取りて影響極めて大なりしこと論をまたない。然るに露国はその誓約を無視し、規定の撤兵に着手する模様が無い。奉天においては、露軍は一時撤兵の風を示したけれども、大部隊は僅に鉄道停車場まで行軍し、転じて再びその旧営舎に帰還した。牛荘にありては、露国官憲は道台不在のため還附の手續きを執る能わずと称して撤兵しない。その実、道台は現に露軍のために奉天に抑留されて居ったのである。これより先露国外相ラムスドルフは、前年（一九〇二年、明治三十五年）十二月ウィーンに遊び、バルカンの瘡であり随つて露塊衝突の原因となるべきマセドニア改革問題に就いて協商を遂げ、併せてバルカンの現状維持を互いに相約した。かくして露国は西方に後顧の憂えを絶ち、全力を極東に注ぎ得るに至ったので、満洲撤兵不履行も当然の帰結となつて来た訳である。けれども条約上の明らかに義務に属する撤兵をば履行せずというに就いては、当時露国政府部内においても異論はなかったのではない。時の陸軍大臣クロパトキンの露日戦役回顧録に曰う。

「満洲撤兵に関しては、関東総督アレキシエフと予との間に意見の相違があつた。予は満洲の占領は何等利益の伴うなく、且つ露国をして一方には韓国に接触するの故を以て日本と、他方には奉天を領有するの故を以て清国と、いずれも衝突せしむるに至るべしと信じたから、南満洲及び奉天よりの迅速なる撤兵を絶対必要の件と認めた。然るに関東総督はこれに反し、南満洲の永久占領を以て露国との交通に対する最良の保障とした。予と蔵相ウィツテとの間にも、北満洲よりの撤兵に関し多少意見の相違があつた。蔵相は鉄道保護のみを目的として国境守備兵を存置するを以て足れりとするの説であつたが、予は一九〇〇年の義和団事件の際の経験に鑑み、南満洲より能うだけ速やかに撤兵したる後は吉林、齊々哈爾、その他鉄道沿線を距たる北満洲の市邑よりも移去し、哈爾賓には不時の事変に備うる僅少の守備兵を置き、而してこの守備兵は歩兵二箇ないし四箇大隊、砲兵一箇中隊にて足るべく、且つ松花江に沿うて哈爾賓、ハバロフスク間、及び齊々哈爾、ブラゴヴェシチェンスク間の交通守備を若干の兵站線に依りて依然維持するを必要と認めた。けれども、これ等意見の相違は、一九〇二年四月の露清協約の批准と共に

消滅した。この協約に依り、露兵は鉄道守備を除く外挙げて北滿洲各地より一定期間に撤退することとなったので、西方に再び軍隊を集中せしめんと希望を抱きし我が陸軍省は大いに安堵した。然り而して第一期の撤兵は約の如く履行せられた。第二期の撤兵期に及び、陸軍省は銳意これが履行の準備に着手し、前黒竜地方へ引き揚ぐべき兵員のためウラジオ、ハバロフスク間に兵舎を急造し、輸送計画案も裁可を得、軍隊の移動は既に始まり、奉天よりは現に撤退した。が、この時急にアレキシエフ総督より命令ありて、撤兵中止となった。総督の本意は今日に至りなお明瞭でないが、しかも南滿洲の撤兵中止を命令するに至れる従来の方針の一変が、恰も國務顧問官ベゾブラゾフの第一回の極東視察と時を同じうせし一事は明瞭である。かくて牛莊も、將た一旦撤兵したる奉天も露兵再びこれを占領し、鴨綠江の伐材経営は急に活氣を呈した。而してアレキシエフ大將は該経営その他北韓における諸企業に援助を与えんがため、鳳凰城に騎兵を派遣した。かくの如くにして南滿洲の撤兵はただにこれを履行せざるのみならず、その従前占領し居らざりし地点にさえ入兵せしめ、同時に韓国境上の伐材経営は、その企画者が露都よりの訓令に反しこれに政治的及び軍事的性質を加えんと努めしを敢えて遮止せず銳意これを進行せしめた。」

又曰う。

「蔵相ウィッテ、外相ラムスドルフ、及び予の三人は、我が露国にして約束の撤兵を依然遷延せしめ、殊にベゾブラゾフの北韓における活動を遮止する能わずんば、我が国は危険に逢着するを免れず、と認むるにおいて一致した。ベゾブラゾフは、鴨綠江流域に露国の軍事的位置を固むべしとの意見なるが、この意見を考究せんがため特に開かれたる一九〇三年四月十八日の御前會議において、吾等三大臣は強硬にこれに反対し、鴨綠江における彼の企画にしてなお支持せらるべきものとせば、それは全然商事的基礎の上に企画せられざるべからずと力争した。殊にウィッテは、露国の極東経営は今後五年ないし十年間は地方の安寧維持を主眼とし、専ら既往着手せる所のものを完成するの方針を執らざるべからずと論じ、且つ政府各部の意見は必ずしも逐一合致するには非ざるも、陸外蔵三大臣の関する限りにおいてはその間に何等行動の扞格あるを見ずと述べ、ラムスドルフ外相もまた特にベゾブラゾフの滿洲撤兵中止の提案に伴う危険を指摘した。吾等のこれ等意見を聴取せられし皇帝にはこれを嘉納し給ひ、現場の事

実を究め且つ日本の真意を確かむべく極東視察をなしたと予に命ぜられた」(Gen. Kuropatkin Capt. Lindsay, 英訳 *The Russian Army and the Japanese War*, I, pp. 167-170, 173-174)

されどウィッテの回顧録に依れば、クロパトキンはずしも満洲撤兵論者ではなかったようで、即ち

「露国は露清協約に依り満洲の一部より撤兵したが、一九〇三年に至り、清国をして満洲における我が利益の安固を保障せしむるに非ざる限り爾余の撤兵をなすべからずとの論起り、この問題のため閣議が開かれし際、クロパトキンは『自分は満洲は将来露国の領土となるべき一地方と認めざる能わず』と述べ、清国その他列国が露国に対して敵抗行動を執らばむしろこれを阻止せざるを可とす、露清協約上の我が権利を直接侵害し来たるも我が方はこれに抗議せざるを可とす、けだしこれに依り露国は満洲に関する義務を履行せざるの口実を得なければなり、との意見であった。」(Yarmolinsky, *The Memoirs of Count Witte*, p. 118)

とある。以てクロパトキンの態度を知るべきである。勿論自叙伝なり回顧録なりは、その如何に真率公平なるものにもせよ、多少己に有利の筆法あるを免れぬものであるから、その真意は得て正確を捉え難きも、要するに満洲撤兵実行というが如き思慮ある意見は、当時露国宮廷及び政府部内の無分別党には馬耳東風で、現に同年三月二十七日(露曆)の閣議において外相ラムスドルフが条約の規定事項及び関係国の正当利益は尊重せざるべからず、極東問題の商議解決は外交官の手においてなさざるべからずと論ずるや、内相ブレーヴは「露国の今日あるは外交官の力ではなく銃剣の力である。極東問題は外交官のペンに依頼しないで銃剣にて解決するを要する」と傲語したほどであった。

あまつさえ清国に対する新要求

露国が事実第二期撤兵を行わず、又行うに意なき情勢を見たる清国政府は、露国代理公使ブランソンに対し撤兵不実行の事由を質したるに、その答えに云う、「一は撤兵準備の整い兼ねたこと、一は本国政府において現に帰国中なるレッサー公使に親しく満洲の状況を諮問するの要あるがためで、撤兵そのことは多少の遅延あるも必ず実行せらるべく、露国は約束に違うの意は無い」と。しかも奉天においては、露兵の一部は多少の撤退を行ったけれども、なお城内に残

留する兵員一千を算し、露国軍政官は依然同地に駐在し、營口その他要地における露軍の占領はこれ又依然旧の如く、満洲における露軍の行動はプランソンの確言せる所と全然符合しない。即ち露国は撤兵の実行に關し、代償的に何等か特殊の利権譲与を清国に強要するの意に非ずやと思われた。

果然同四月十九日、在清内田公使より政府へ急報があつた。露国公使は十八日夜を以て満洲撤兵に關し新たに七ヶ条の要求を清国政府に提出したとの急報である。その要求事項は、約言するに満洲を事実において露領化せんとするものに外ならない。この急報が帝都に到達したる時には、桂も小村も大阪の客舎に在った。折柄神戸に觀艦式あり（同年四月十日）、次いで大阪に第五回内国勸業博覽会の開会式ありて（同月二十日）、元老及び閣員はほとんど挙げて鳳輦に扈從し、京阪に集中して居った。当時伊藤は政友会總裁として桂内閣の政策にややもすれば反対し、それがため桂及び山県と伊藤との間にかく感情の疎隔を見んとするので、同じく大阪に滯留中の児玉台湾總督はこれを憂え、三巨星の間に往來してその融和を計り、遂に藤桂の会見となり、妥協の曙光漸く認めらるに至つた際である。その始末はすこぶる面白きも、事専ら内政に属するから、今略する。

我が政府の決心

とにかく小村は大阪において右の急電を閲するや、折返し内田公使に訓電を發し、新要求の精確なる性質範圍を確かめしむると同時に、直ちに慶親王に対し、いやしくも清国の主權及び領土保全を毀損しもしくは満洲における列国条約上の權利利益を傷害すべき譲与を露国に許与するの清国に取りて危険なることを警告せしめ、別に桂と謀り、且つ伊藤を促し、翌二十一日相共に京都に到り、山県を無隣庵に訪うて密議を凝した。而してその結果、帝国の位地を支持するには百難を排してこれに当たるべく、又朝鮮は如何なる困難に逢着するも断じてこれを手離さず、というに相一致した。特に桂と小村とは、この日、この時を以て時局の前途に対し牢乎不拔の決心を固めたのである。

英米両国も警告

小村は帰京後直ちに英米両国政府との協同措置を講じ、その結果在北京英米両国公使も交々慶親王に対し同様の警告を与えた。殊に当時日米両国は、前年の北京議定書に基ける追加通商条約の締結に關し上海において清国代表者との間に商議中で、我が政府は滿洲において奉天及び大東溝を、又米國政府は哈爾賓、奉天、及び大孤山の市港開放をいづれも提議した。露國の要求第三条は日米兩國政府の右提議に牴觸するものであったから、米國政府は一面その在清公使をして、この点に就いても清國政府に警告せしめ、他の一面には在露大使をして露國政府の注意を喚起せしめた。

然るに露國外相は、露國が滿洲撤兵に關し清國政府と協商中なることはこれを非認せざるも、この協商において露國が滿洲の市港を外國貿易に閉鎖し、もしくは公職に僱聘する外國人を露國人に限り、將た或いは露國人のために何等利益を独占せんと欲すというが如きは全然無根の報道のみと断言し、撤兵の遅延せるは露國政府において清國が果して露清協約所定の義務を履行せしや否やを確知するの要ありしに因ると弁疏し、在米露國大使カシニーの如きは、露國の新要求に対する米國の輿論が囂しきを見るや、滿洲における米國の利益は露國官憲において充分これを保護するから、米國は滿洲に領事官を駐在せしむるの要なく、もし外國領事の滿洲駐在を許容せば、英國はこれを利用して米國商業の發展を妨げ、絶えず米國の利益に反對すべし、との詭弁を弄して任國の輿論を一転せしめんとした。當時露國は、日英兩國よりの故障抗議の如きは深く顧慮せず、冷然これを度外視するの態度であつたのに、独り米國に対し特にこれが歛心を買うに汲々たりし所以のものは、要は露國が將來その利源を開発するに就いて、多額の資本を米國に仰がんと欲したからである。露國は仏國との同盟成立以來、パリにて起債せしもの既に十五億フラン内外の巨額に達し、この上資本の供給を仏國に求むるは容易でない。ドイツは己の資本を己の用途に支弁するに忙わしく、英國に至りてはその資本を自國に対する敵抗行為に利用せらるるを勿論欲しない。故に露國は勢いこれをニューヨーク市場に依頼せざるを得ずと感じ、旁々當時米國の好感を失わざらんと欲するに切であつたのである。されど米國は、滿洲の門戸が露國に依りて鎖さるるを欲しないから、清國に警告を加うるに於いて常に日英兩國と歩調を一にした。

清国の態度

日英米三国の警告を受けたる清国政府は、程なく露国代理公使に対し要求の全部拒絶を照覆し、満洲還附に関するさきの協約の遅滞なき履行を要請した。同代理公使はそのまま退かず、改めて慶親王に対し遼河流域の不割譲、満洲都邑港口の不開放、及び蒙古行政組織の現状維持、この三事に関し清国政府の保障を得んことを求め、清国政府にしてこの保障を露国に与うるにおいては、露国は直ちに撤兵に着手すべしと声明した。慶親王は即座にこれを拒絶した。同代理公使は書面の回答を要求した。慶親王はこれに応じ、外務部よりその旨公文にて回答したるに、彼はその文辞の婉曲なりしを奇貨とし、折返し外務部に対し、清国政府が露国の要求せる保障を与えられたるは自分の満足する所なりと覆答したので、慶親王は早速部下を露国公使館に遣わし、外務部公文の意味は露国の要求に応ずる能わざる所以を説明したるに過ぎずと弁明せしめたるなどの行違いもあった。当時米国政府が如何に露国の態度に呆れて居ったかは、國務長官ヘーの五月十二日付にて大統領ルースヴェルトに送りし手柬に「露国政府は新要求を清国政府に提出したることなしとカシニー大使は予に、露国外相ラムスドルフ伯はマッコールミック氏〔在露都米国大使〕に明確に証言せしに拘らず、事実露国はこれを清国政府に要求しつつあること毫も疑いを容れない。予はカシニーに、露国現下の侵略的方針は必然各国の支那分割を促すの結果となるべきを語りたるに、彼は『各国は既にこれに着手した、支那は崩潰しつつある、露国はその別け前に与るの権利がある』と憚らず答えた」(Thayer, *Life and Letters of John Hay*, II, p. 368)とあるにても解る。

レッサー公使は五月末に北京に帰任した。彼は由来ウィット、ラムスドルフ等いわゆる文治派に隸属すと称せられた。故に彼の帰任は、露国政府の累次の声明を現実にし、満洲還附のこといよいよ行わるべきかと想像する者もありて、即ち清廷にては、レッサーに依りて一道の光明を彼我折衝の上に見出さんと翹望し、これがため成るべく露国の感情を害せしめざらんと欲し、随つて当時上海において進行中なりし日米両国との通商条約談判においても、清国は容易に満洲開市場開設に関する要求を応諾せず、慶親王も病に託してとかくに日英米三国公使との会見を避けんとするの状であった。かくてレッサーは慶親王との会見において、清国が露国の要求を他国に漏告し、且つ躁急にこれを拒絶したるを詰

り、露国の面目を全うせんがためにさきの要求を再考ありたしと要求した。爾來彼等間の交渉は、露国側の再三の打ち消しありしに拘らず、事実においてはさきの七ヶ条要求を基礎として継続せられ、のみならず清国政府は、日英米三国公使に助言を求むるを往々なさざるのみか、却つてその容喙を好まざるの色を示した。けだし慶親王は、露国の要求中二、三の点に満足を与えて事を速やかに解決せしめんと欲するに急で、それがため自然露国の強圧の前に漸次屈伏するの状となつたのである。

クロパトキン將軍の東遊

これより先露国陸軍大臣クロパトキンは、勅命に依り四月二十八日極東視察の途に上り、先ず沿海州より大連旅順を巡視し、更にウラジオより軍艦に搭乗して神戸に來たり、六月十二日陸路東京に入つた。同將軍はウィッテがその回顧録においてこれを評し、

「クロパトキン將軍は自利の念に強く、佞弁に長じ、且つ癡いもなく個人的勇氣を相應に有し、殊に己は弱冠の皇帝その人の鑑識にて陸相の職に擢用せられたりとの事実を利用するにおいて抜け目なかつた。彼は就職後程なく、己は軍国の陸相として当然露帝国の元首の股肱の臣たるに至るべきものと自負した。事実彼は間もなく陛下の信寵を得、彼と外相ムラヴィエフのみは他の閣臣と異なりて時々兩陛下の午餐に陪するの殊榮もなく陛下の信寵は下らなき戲言を吐いて皇后を笑わしめしに過ぎなかつたが、クロパトキンは能く皇帝の頤おごを解き、加うるになお皇后をも悦ばしむるの要を程なく悟るや、これまたしきりに努めて怠らなかつた。予は記憶する、彼が陸相就職後程なき或る折、予は用談にて彼を訪うたことがある。彼が予を引見せる書齋の机上には、書籍が散乱して居つた。予は用談を終え、將に起たんとせしに、彼は予を引き留め、しばし款談せんと云つた。予は格別他に用事なきも、お邪魔でしょうと述べたるに、彼は皇帝への報告文は既に稿了したから差支えなしと語り、『けれども明日入闕してこれを報告したる後、兩陛下より午餐を賜わるることになつて居るから、その際何か皇后を笑わすべき珍話を考えて居る所である、この机上の書籍はいずれも有名な作者の稗史小説で、殊にツルゲネヴの傑作もある。自分は明日

は婦人を話材とし、取別け露国婦人の良型を説いて一座を賑わしめんと思う』と云った。

その翌春、帝にはクリミアに行在せられ、閣臣若干これに扈從し、クロパトキン及び予もその中にあった。折しも晴天は稀で、連日不快の天候であったが、或る日將軍は退闕の途次予を別墅に訪い、その折予に語りて曰く、自分は今朝巧みに陛下を慰め奉るを得た。自分は陛下に事務を報告しつつありし際、天日暗く、陛下には憂鬱の色があった。その折、突如皇后には盛装して楼台の一端に美姿を現わせられた。陛下はこれに氣附き給わなかったもので、自分は帝に『陛下よ、見られよ、太陽は出ました』と述べた所、帝には『何処に太陽は』と反問せられたので、自分はずかさず帝に『あちらを御覽遊ばせ』と奏した。帝には振り向いて皇后を見給うやたちまち莞爾とし、憂鬱の色はたちまち散ぜられたと。

クロパトキンは軍司令官としても軍政主腦者としても、不幸にして創意創見を欠いた。勤勉執着は大いにこれを認むべきも、その思想行動は常に他力主義を脱しなご。(Yamolsky, p. 115)

と叙したが、よしんば將軍の人となりはかくの如しとするも、とにかく將軍は露国陸軍の主腦で、且つ閣臣中の最有力者の一人たりしに相違ない。されば將軍の来朝あるや、我が政府は待つに国賓の礼を以てし、芝離宮を以てその旅館に充て、寺内陸相を接待主任とし、補佐するに村田少将(惇)、田中大佐(今大将、男爵)等を以てし、十二分の優遇を將軍に表し、併せて將軍の安全を期するに就いて周到の手はずを施した。

桂、小村のクロパトキンとの会談

クロパトキンの来遊は四月十八日の露廷御前会議における勅命に因れるもので、満洲問題の発生とは偶然時を同じうしたに過ぎなかったけれども、時は恰も同問題の高潮時に際したるのみならず、彼の位地職掌等にも鑑み、その尋常一様の觀光客を以て目すべからざりしは言うまでもない。彼自身においても、己一個としては仮に非戦論者なりしとするも、職務柄として自然目を鋭く我が対露態度、殊に我が軍事施設の上に注ぎしは論をまたない。しかも寺内はつとめて虚心平氣を以て応酬に当り、軍衛工廠等をその欲するがままに案内し、以て我が国の何等露国に備うる所なきを彼に示

した。けれども他の一面において、彼の来遊を機として適當の範圍において我が国の位地及び態度を彼に明知せしむるのは、これまた勿論機宜の措置であつた。

されば彼の滯京中、桂及び小村の彼との会見において交換されたる談話には、すこぶる味わうべきものがあつた。クロパトキン¹は小村に対し、先ず自分は何等公然の使命を帯びぬ者であるから、その言説は全然一個の資格に過ぎずと云い、日本と完全なる協調を遂げんことは自分の宿望なりと述べ、旅順及びウラジオ港に達する鉄道の露国に取りすこぶる重要なこと、随つて該鉄道の安固を確保するの必要なこと、該鉄道の敷設及び維持費の莫大なること、並びに満洲撤兵に關し幾多の困難ありて露国政府は慎思熟慮中なること等を縷々弁明した。小村はこれに対し、自分の答うる所もまた一個の私見に過ぎずと云い、「鉄道保護と撤兵とは全然別個の問題である。自分は露国の清国に対する政策及び列国に対する証言とに鑑み、露国の満洲撤兵の意図に全幅の信用を置かぬではないが、しかも自分は近時満洲における露国の行動に対して当然の憂慮を感じざるを得ない。自分は露国が永久に満洲を占領せんとするに對し二つの見地よりして異議がある。第一は、右は韓国の安全に對して不斷の侵迫となる。しかも韓国の獨立保全は、日本が万難を排してこれを擁護せざる能わざる所である。第二は、右は遂に清国分割の端緒となる。何となれば、他の列国をして清帝国の他の部分においてその各自の勢域と稱する所に対し同様の要求をなすの口実を得せしむるものであるからである。故に清国において最大緊切の利害關係を有する日露兩國は、兩國に取り均しく不利なる右様の結果を惹起すべき行動は一切避くるに注意せねばならぬ」と述べたるに、クロパトキンは清国分割を不可とするにおいては同感なりと答え、「さりながら満洲における露国の位地たる、清国において特殊の利益を有すと主張する他の列強、例えば山東におけるドイツの如きとは全然相異なるの一事は、これを諒知せられんことを希望する。韓国に至りては、同国は露国の隣邦なれども、その境壤相接するは單に少距離であるから、露国の見地よりせばその重要程度は第二位に過ぎない」と述べ、露国は韓国の疆域に對し何等の企図をも有せざることを確言し、更に日本と何等かの協調を遂げんと希望を反覆し、日露兩國政府が坦懷交讓の精神を以てこの問題を研究せんことを切望するの意を表した。

もし夫れ桂は、彼の来遊を如何に觀察せしか。桂の手記に曰う、「明治三十六年〔一九〇三年〕六月、クロパトキン氏は

東京に到着せり。氏は特に何等の使命を帯びたるに非ず、単に露国皇帝陛下の命に依り日本帝国の視察に來たれりと云う。日本の形勢如何を觀察し、もし機会あらば日本政府の意思を實地に探知せんとするの意ありしは疑う所にあらず。予は同氏滞在中、再度會談せり。この機において彼と數時間談ぜしに、首相として深く談ずべきものにあらず、又談ずるの意思もなきことなれば、彼出發の前小村外務大臣をして兩國間の關係に付き談話を試ましめたり。しかし彼の位置たる、政府大臣の一人なりとは云えども、極東には特に優勢、夫のアレキシエフあり、露国皇室との關係尤も親密なれば、彼の意思にして仮令他^{たとい}に在りとするも、到底実行の困難なりしことは後において尤も明瞭とはなれり。予と彼と會談の際、彼は云う、露国はシベリア鐵道を敷設し、極東即ち太平洋との連絡^なを作し、第一はシベリア不毛の地を開闢せんとするの目的なりしに、中途東清鐵道なる名義の下に滿洲に一線の支線を敷設し、旅順大連の設計に着手したり。この支線の敷設には予は甚だ不同意なりしも、既にその実行も畢^{おほ}りたれば、今となりては如何ともすること能わず、又シベリア鐵道の敷設費は實に十三億ルーブルの多額に達し、目下はこの敷設費の利子に困難を感じ居るの情態なれば、日露間の問題は如何にかして兩國間に善良の解決を見たきは山々なれば、前に述ぶるシベリア鐵道並びに東清鐵道既設に關する問題だけは除外として考慮を乞うとの事を陳述せり。又当方においては、万事彼が意思を探知するを以て主なる方針となし、敢えて我より彼に求むる意思もなかりし故に、唯我が韓國における積年の關係及びその歴史等を陳述し、とにかく兩國間終始極東において相互に反目し、時として兩國間に禍端を開かんとするの形勢あるは實に遺憾とする所なり。又彼が云う如く余儀なしとは申しながら、東清鐵道の敷設は認を要求するが如きは、余りに利己主義の甚だしものなるを詰り置きたり。その後小村外相に謀り、外相をしてクロパトキンと會談せしめたりといえども、彼が云う所は予との會談と大同小異にして、敢えて見るべきもの無し。とにかくクロパトキン氏は露国の有名なる國務大臣の一人にして、殊に陸軍大臣にもありしことなれば、兩國國際の關係上より可成不快の念を生ぜしめざるのみならず、滯京中は殊に浜離宮を拝借し、準王族として待遇せられたり。因みに云う、クロパトキン氏は心中我と隙を開くは敢えて欲せざるものの如く感ぜられたり。その一証としては、一日陸軍大臣寺内氏と雜談の際、予は武官なり、日本より戰を開くにおいては、三百万の常備兵を以て日本を攻撃し、東京を手裡に入れん、しかし彼一箇としては、日本と開戦するは決し

て望ましきことにあらずと。その日クロパトキン氏は東京を發し、帰途各地を見物し、須磨に至り滞在し、日本滞在の日記を整頓したりと云う」と(徳富猪一郎氏編述『公爵桂太郎伝』、坤巻第一二二頁)。

旅順會議

クロパトキンは帝都滞在四日にして將に予定に従い京を辭し、直路旅順に赴かんとせる折、露帝より「今旅順への途上にあるベゾブラゾフの同地到着までは卿は日本に滞在すべし」との勅電に接した。けだしベゾブラゾフの鴨緑江企業に異議を有するクロパトキンにして先んじて旅順に入らば、彼がその反対意見を以てアレキシエフを動かさんことを一味徒党は憂慮し、帝を動かしてクロパトキンの先着を牽制せしめたのである。クロパトキンはこの勅電に接して当惑した。今さら滞京期間を延ばすも日本政府側に工合が悪い。依つて退京は予定の如くにし、名を所労に藉りて数日を海浜に打ち過ぐすことに決し、六月十六日帝都を辭し、須磨明石の風光を悠々賞しつつ更に九州に入り、漸く二十八日長崎を發し、三十日旅順に入った。旅順にては、ベゾブラゾフは既に先着してアレキシエフとの商議を終えた所であった。が、クロパトキンの来着を機とし、別に哈爾賓駐屯軍司令官、在清及び在韓公使等來会し、アレキシエフ大將主宰の下に連日に亘りて極東問題に関する重要會議があつた。時人はこれを旅順會議と稱した。クロパトキンもこの會議に参加し、終つて七月十三日、ベゾブラゾフは翌十四日、いずれも旅順を發し帰國の途に就いた。クロパトキンの回顧録に曰う。

「予は日本において最も鄭寧親切の待遇を受けた。予は日本政府が露國との衝突を避くるの希望を有するを知り、露國は滿洲において既定の約束を完全に履行し、且つ韓國のことに干渉するを避くるの要を感じた。露國にしてベゾブラゾフ及びその会社の計画を認許するにおいては、衝突の危険は遂に免れない。予はこの結論を露都に電報した。……一九〇三年七月の旅順會議は、露國の威嚴を損ずるなくして滿洲問題を解決するの或る手段を能うべくんば見出さんとの目的にて招集せられたもので、この會議に參席せしはアレキシエフ大將及び予の外、駐清公使レッサー、駐韓公使バヴロフ、ヴォーガック少將、國務顧問官ベゾブラゾフ、及び外交事務官プランソンである。……

同會議においては、アレキシエフ大将、レッサー、パヴロフ、及び予は、鴨緑江の企画は純然たる商事的性質のものたらしめざるべからずというに一致せしめたのみならず、予はむしろその抛棄説までを持ち出した。予は該企画に従事する幾多の陸軍将校の召喚論を提議し、該計画の軍事的及び政治的方面を担当するマドリットフ中佐に対し、その事務は参謀官の制服を着用する将校には不適當と認むるから、官職を辞するか担当を断るか、二者その一に出でよと勧告した。……吾等は極東における我が経営をして開戦に導くならしめよとの皇帝の勅慮を知るから、この勅慮に副わしむべき手段を攻究したが、これに就いては種々意見の相違ありしも、根本の諸問題に就いては全然一致を見た。特に（一）満洲問題に関しては七月三日の會議において、満洲の併呑はこれに伴う異常の難関及び莫大の行政費に鑑み、主義として望ましからざること、この結論はただに南満洲全体としてのみでなく、北満洲地方にも適用すべきこと、（二）韓国問題に関しては七月二日の會議において、韓国の全部は勿論、その北部の占領といえども、露国に不利なるが故に望ましからざること、特に鴨緑江流域における我が活動は、日本をして露国は韓半島の北部を攫取するものとの危惧を抱かしむべき理由となること等の議決をした。……アレキシエフ大将は幾たびか予に対し、その全然ベゾブラゾフの企画に反対なること、自身は全力を尽して抑制し居ること、自身は平和的日露協商論者なること等を誓言したから、予は全然吾等の手において日本との衝突を避くるを得べきを確信し、旅順を發して帰途に就いた。予の極東視察の結果は、同年八月六日付を以て皇室へ捧呈せる特別復命書に詳悉し置いたが、この復命書において予は満洲における不定の状態、及び韓国におけるベゾブラゾフの冒險的企画を速やかに熄止せしむるに非ずんば、日本との衝突は免るべからず、との意見を充分の確信を以て披瀝した。この復命書の写しはこれを外務大蔵両大臣にも送附せしに、彼等いづれも同感を表した。」

クロパトキンの旅順會議を終えて帰都したる後、その露帝への復命書中において「鴨緑江方面における我が企画が既に全世界に知れ渡り、且つ露国宮廷筋がこの企画に甚大の利害を有すること既に内外周知の事実となりたる今日、最早やこれを純然たる商事的企画として掩い置くは不可能なるべしと臣ひそかに恐れざる能わず、随つて将来は驚愕すべき一大政治的意義が必然、これに付随するを避け難しと信ず。故にこの企画に伴う商事的収益が如何に莫大なるにもせよ、

露国にしていやしくも日本と衝突すべき不断の危険を希わざる限り、むしろこれを外国人に放売するを以て露国に利ありとなすべきに似たり。……臣は、露国は日本との親善を維持するに必要な措置を講ぜざるべからず、露国はこの目的のために南滿洲に占拠する思想はこれを捨て、北滿洲における我が勢力を堅実ならしむるを以て満足せざるべからずと思惟す」と記したが如く、ウィッテ及びラムスドルフは勿論、曾ては一時滿洲非撤兵論を持したる彼クロバトキンといえども、その東遊前後よりして比較的穩和の意見を抱き来たったのは疑いないようである。

附言。クロバトキンは一八四五年三月、露国ブスコフ州の武家に生れ、幼にしてパウロヴスク兵学校に入り、十八歳にて卒業し、副中尉より中尉に進み、第一トルキスタン歩兵大隊附として中央アジアに赴任し、幾多の戦争に従事し、一八六八年のボクハラ役には負傷し、露都に還るや功績を賞せられた。その後彼はベルリン及びパリにて戦術を研究し、仏国のアルジェルよりサハラ遠征軍を派するや、彼はこれに従軍し、後露都に帰り、スコベレフ將軍の参謀として更に中央アジアのコーカンド攻伐に従った。一八七七年露土戦争の折は、彼は太佐で復たスコベレフの参謀長として出征し、プレヴナの役に参加し、シェイノヴォの激戦にて負傷した。戦後彼は転じて露都の陸軍大学校の軍事統計学の教官となり、後復たスコベレフに随つて中央アジアに出征し、勲功を立てた。一八九〇年、彼はトランスカスピアの総督兼軍司令官となり、こえて一八九八年、遂に陸軍大臣に擢用せられ、やがて日露戦争となるや、滿洲軍總司令官として我が敵手に立つたのである。されど戦局は不利を重ね、殊に奉天の大敗後、將軍の名声甚だ振わず、歐洲大戰に際しても格別の要地に立たず、爾後ブスコフ州のシエムシュリー村に隠退して余生を送りしが、一九二五年（大正十四年）一月病んで他界した。

露国の主戦派

然るにアレキシエフ大將に至りては如何。明治三十八年「一九〇五年」の一月、旅順の陥落後程なく、当時大連に在りて本著者たる私と共に軍務に執掌し居りたる川上俊彦氏（後に在ポーランド公使）は、降将ステッセル接待係として旅順に赴いたが、帰連後私に語りし所に依れば、ステッセルは雑談の際、アレキシエフは非戦論者なりしと語ったので、川

上氏は、それは初耳なり、我が日本にてはアレキシエフを開戦の張本人と目せざる者なしと告げたるに、ステッセルは、否よ、アレキシエフはむしろ開戦に反対で、真に開戦を主張したのはヴォーガック少将その人なりと云つた由である。ヴォーガックはこれより先、在本邦露国公使館附武官として我が国情を視、日本軍隊何かあらんとひそかに人に語つたことは、当時世に知れ渡つた所である。彼は同時に在北京露国公使館附を兼ね、駐清露国公使の清廷に対する満洲密約談判にも参加した。その折、彼は清廷大官に対し強圧威嚇の言を放つて憚らず、清廷大官の「斯かる訂約をなすにおいては外国より重大の故障に遭うを避け難し」と述ぶるや、ヴォーガックは「外国とは何れの国のことなるや、ナニ日本とや、日本が……アハハハハ」と哄声嘲笑したるが如き、眼中既に日本無く、且つその無きを得々と人に銜い示さんとするの状知るべきであつた。日本は強大なる露国の前にたちまち慍伏するのみと自負自信せる彼が、自然当然開戦論者であつたことは何人も疑わなかつた。

けれどもヴォーガックは、その位地勢望未だ以て独り露廷を動かす人ではない。真個にこれを動かし、露廷を開戦に衝き上げたる有力の楨杆は國務顧問官ベゾブラゾフその人で、アレキシエフの如きは当時一面にはクロパトキンの鴨緑江森林経営反対論に共鳴しつつ、他面にはベゾブラゾフの該経営進行論に賛成するの両股主義に出で、むしろベゾブラゾフに迎合するに汲々として居つた。アレキシエフの歴史は阿諛迎合の歴史である。一説に、彼は少壮海軍尉官として遠洋航海の折、たまたま皇族の某大公も軍職を帯びて同艦にあつた。大公一夜マルセイユに上陸して大いに飲み、遂に酔狂して警吏の引致を受けた。アレキシエフは走つて署に到り、狂暴者は自分では無いと称して陳謝し、所規の料料を払つて大公を拉し帰艦した。この時よりしてアレキシエフは大公の厚き愛顧を受け、その庇護に依り逐年累進し、遂に大公の輓推にて頭位要職に上るに至つたとある。極東總督府の設置と共に、彼がバイカル以東の文武の兩權を掌握する極東總督の勢威をかち得たのも、実はベゾブラゾフが己に阿諛迎合せる彼に対し、報酬的に尽力したる結果として知られた。尤もアレキシエフと最も親しかりし在本邦露国公使ローゼンの如きは、彼は決して世人に非議せらるるが如き陋劣の人物に非ざるのみならず、毀誉褒貶を意に介せず、宮中陰謀の渦中に立ち触れずして忠実に君国に仕えたる聡明且つ穩健の立派な人物であつたと大いに賞揚した。(Bn Rosen, *Forty Years of Diplomacy*, I, p. 200 参照)。或いは然りし

ならんが、とにかく当時内にありては露帝に勸説し、外に向つてはアレキシエフを鞭撻して時局を開戦に導ける無謀の輩は、ベゾブラゾフ及び内務大臣プレーヴ、侍従武官アバザ海軍少将等で、特にベゾブラゾフはその元兇中の元兇であつた。

されば右ベゾブラゾフの人となりに一瞥を与うるのは、当年の時局の趨勢を知るにおいて無用でない。彼は、当時露国近衛の一聯隊長たりしベゾブラゾフ少将なる者の実兄で、当年五十余歳であつた。少壮曾て軍職にあつたが、早くこれを脱し、二、三の小事業を試み、すでにして宮内省狩猟局の小吏となり、累進して同局長となりし後、再び職を辞し野に下り、雑多の事業に身を委ねたこともあつた。彼は才弁に秀で、人を籠絡するの術に長じ、これに依り漸く諸皇族家に取り入り、遂にはアレキサンドル・ミハイロウィチ親王の寵を得、その推挙に由りニコラス帝にも近接し、遂に宮内一等官の職位を得た。その後帝の内命にて彼は満洲を視察したが、帰聖後は鴨緑江沿岸の伐材請負運動に着手し、皇室及び諸皇族の間に利益の莫大なるを吹聴し、皇室財産の増殖を名として資金を醸出せしめ、特にニコラス帝自身よりも巨額の内帑金を引き出し、而して彼はこれを以て後日有名となる木材会社を設立した。ニコラス帝は果して彼の皇室財産増殖説に動かされたか。イスヴォルスキーの回顧録にはこの点をば否定してある。曰く、

「ベゾブラゾフ氏の計画が採用せらるるに至りし一理由として、世には皇帝がその眼前にきらめける黄金に眩惑せられたというような説もあるも、これは謬説である。ニコラス帝は金銭には全然無頓着で、金の価値には何等の考へも無かつた。帝は父皇の素朴なる趣味を継承し、且つその予算にて与えられたる皇室費と皇室財産よりの収入とにて、必要な一切の内帑を支弁するには充分であつた。されば、帝が時の蔵相ウィッテに鴨緑江の企業計画のことを語るや、ウィッテは痛くこれに反対せしことあるが、帝を嫌うにおいて有名なるウィッテすらも、曾て本計画に関する帝の私慾なるものを片言隻句も口にしたことはない。しかもベゾブラゾフ氏はアバザ、アレキシエフの兩提督を背景として遂に帝を動かし、ただに政治的兼商業的の企画たる木材会社の経営に就いてのみならず、対日外交の実権を一手に把握し、身は無所管國務大臣となり、極東駐劄の使臣と直接連鎖を保ち、外務大臣を差し置いて直接これに勅命を下すの振舞を演ずるに至つた。予が東京駐劄公使の任を辞せんことを乞うたのは、実に我が対日

関係のこの変転に顧みたが故である。」(Segar: *The Memoirs of Alexander Ivanovsky*, pp. 269-270).

露帝ニコラス自身は或いは利殖の念に薄かったかも知れぬ、將た全然その念が無かったかも知れぬ。されど帝の周囲にありてベヅブラゾフと相親しき間柄なる皇族以下宮中の雜輩に対しては、彼は啗わすに利を以てし、依つて以て事の成功を計つたのは疑うの余地ない。かくの如くにして当年の鴨緑江木材会社は、事実において露国宮内省の経営となり、随つて如何に彼等が盲目的にこれに熱中し、如何に一企業会社のために参謀將校は唯々その業務に服し、アレキシエフ大將も公然これに軍事的後援を与え、遂に露国の對極東方針を誤らしむるに氣付かざりしかが解る。

ベヅブラゾフは裏門より巧みに高貴の方面に取り入り、次第に權勢を獲、稀にはその佞奸を指彈する者もあったが、公然相争うの不利を知るから、多くは彼に面従し、随つて宮廷部内における彼の勢力は益々加わり、有為の高官も彼の鼻息を窺うに非ずんばその職を維持し難かつた。陸相クロバトキンの如きは彼を卑しめ、その頗使を受くるをいさぎよしとせざる風であつたので、彼は密かに同將軍を陸相の位地よりしりぞけ、これをコーカサス總督の職に左遷せしめ、同時に参謀總長をも更迭せしめ、東京兼北京の露国公使館附武官ヴォーガック少將を同總長に補せしめんと計畫した。が、同少將の極東方面の任務に手離し難き事情あつたため、その計畫も日一日と延びつ遂に実行の機を逸したのである。彼は露国の政權を一手に掌握するの匪望を抱き、先ず功を滿洲併吞に樹てんとし、これがためウィッテ、ラムスドルフ等の平和派を排斥し、専らアレキシエフや、ヴォーガックを己の爪牙としてしきりに主戰熱を宮廷の内外に鼓吹し、遂に國を誤らしむるに至つたのは、罪彼にありしか、宮廷にありしか。歴史はむしろ兩者の愚を併せ嗤う。

極東總督府の設置

さても旅順會議の結果如何は當時盛んに世に揣摩せられたが、果然同會議の後、露国の滿洲における軍事行動は急に一段の活氣を加えた。即ち露國は新たに本國及びシベリアより陸統大兵を哈爾濱方面に輸送し、滿洲各地には撤兵を行わざるのみか却つてその兵力を増加し、鴨緑江方面に対する活動も益々急調を呈し、鳳凰城安東県一帶の要地はこれを全然露軍の配下に置き、旅順の要塞を固め、糧秣を集積し、艦隊を極東に増派し、次いで八月十二日を以て新たに極

東總督府を旅順に設置し、滿洲永久占領の意図を挑戦的に表示した。極東總督府の設置は外相ラムスドルフ、蔵相ウィッテ、その他いわゆる文治派の面々は事前に知る所なく、陸相クロバトキンすらこれに与らなかつた。クロバトキンの如きはこの設置を見て痛く驚き、八月十五日闕下に骸骨を乞いしに、優詔ありて僅かに思い止まつたとある (Gai. Kurpatrick, I, p. 187)。同府の新設も、アレキシエフ大將の新任も、専らベゾブラゾフの画策尽力にて成つたもので、その結果武断派の勢力は弥が上に加わり、ウィッテは程なく大臣委員會議長という閑職に左遷せられた。而してこれと反比例に、武断派の極東に対する軍事行動は一段の急調を呈し、二千五百万ルーブルの臨時費は新たに国庫より支出せられ、九月より十月に亘り、従來の増兵に加え更に歐露より滿洲へ派遣すべき二箇旅団を動員し、シベリア鐵道は線路破損を名とし普通貨物の取扱いを拒絶し、専ら増遣兵と軍需品の輸送に充用し、別に十數輛の病院列車を露都より極東に廻送し、海軍もその既に極東に廻航せしめたる有力の艦艇に更に戦艦オスラビア以下數隻を加えた。もし夫れ露国が當時チリより戦艦二隻を買収せんと試み、英國政府の横合いより出でて急にこれを買収したるがため、その目的を達し得ざりし始末は今説くを須^{もち}い^ない。

露国の新々要求

他の一方においては、在北京レッサー公使は清国政府に対し、清国にして露国の要求を容るるなくば露国は自らその要求事項を擅行すべしと脅し、九月に入り彼は本国政府の訓令としてさきの露国提契七ヶ条を撤回し、改めて滿洲還附、撤兵実行の条件として左記五ヶ条の新要求を提出した。

第一 清国は滿洲三省を何れの外国にも譲与せざること、又該三省の地域はその大小を問わず、租与、抵当、その他何等の方法においてもこれを処分せざるべきを保障すること。

第二 露国は松花江の沿岸各地に埠頭を建設し、且つ同江を航行する船舶並びに沿岸の電信線保護のため必要の軍隊を駐屯せしむべく、又齊^チ々^ハ爾^ハ、墨爾根、及びブラゴヴェスチエンスク間の沿道各地に停車場を設置するを得ること。

第三 鉄道に由り輸送する貨物に対しては特別の重税を課すべからず、又同貨物にして甲停車場より乙停車場に転送せらるるものに対しては、陸路又は水路に依り輸送せらるる貨物に対して課するよりも多額の税を課せざること。

第四 撤兵後滿洲各地における露清銀行の支店は滿洲將軍部下の軍隊にてこれを保護すべく、その費用は同銀行においてこれを支出すること。

第五 清国官憲は牛莊において伝染病輸入予防のため上海天津等の地に行わるる方法に依り必要なる措置を執るべく、露国もまた東清鐵道所屬の各地において必要の施設をなすこと。而して右に関する露清兩國官憲の措置を劃一ならしむるため、防疫事務を掌理する道台駐在地に露国医師を聘すべきこと。

レッサーは、清国政府にして右の条件を承諾するにおいては、盛京省における軍隊は即時、吉林省中吉林城、伊通州、寛城子、没沙子、及び宅頼明における軍隊は四ヶ月以内、吉林省中寧古塔、阿什河、並びに黒竜江省中齊々恰爾及び海拉爾ハイラルにおける軍隊は一ケ年以内にいずれも撤退すべく、但し滿洲の外国居留地設置には反対なりと声明した。この要求の情報我が政府に達するや、小村は内田公使に訓令し、清国政府に対して嚴重なる警告を与えしめた。その結果同政府は九月十五日を以て露国の要求を峻拒し、「清国政府は露国が滿洲還附条約に依り速やかに規定の撤兵を行わんことを切望す。露国にして何等要求をなさんと欲せば、撤兵実行の暁をまつてこれを商議すべし」との旨を照覆したので、露国の要求は再び頓挫した。

露国の不撤兵言明及び奉天占領

かくの如くにして我が政府の勸告に依り露国の再要求を拒絶したる清国政府は、滿洲撤兵の第三期の近づくに及び、更に三省將軍に命ずるに還附地受領の任を以てし、これをレッサーに通牒し、なお十月八日を期し撤兵を実行せんことを要求したるに、レッサーは却つて露国の要求に対する清国政府の決意如何を問い、遂には撤兵を肯ぜずと言明した。而して十月二十二日、極東總督アレキシエフは突如として盛京將軍に対し、鳳凰城道台袁大化の部下にしてさきに安東

県方面において露国使役の馬賊の頭目を殺害せる王濬の死刑、袁大化の革職、奉天省内における団練兵の解散、同省内清国軍隊の制限等に係る要求をなし、五日を期してこれが応諾を求めた。清国政府はやむを得ず王濬を新疆に謫したが、処罰の袁大化に及ばざるや、アレキシエフは辞柄をこれに藉り、露兵数百名をして二十七日の朝突如奉天城内に進めて城門を占領せしめ、更に清国電信局を押領して通信を禁止し、盛京將軍の公用電報すら露国官憲の許可なくして發送せしめず。而して將軍に対し、前記官吏の処罰に関する露国の要求を容るるに非ずんば露国は自身必要と認むる手段を執るべく、且つ今後地方官の任命は露国官憲これを行うべき旨を宣言し、地方団練兵には任意解散を命じた。清国政府はこれ等露国の暴挙に就いてレッサーに抗議したるも、同公使は滿洲は今や全然アレキシエフ総督の管理の下にあるので、自分はこれに関与するを得ずと答え、在露清国公使のこれを露国政府に訴うるや、露国外相はアレキシエフ総督の行動は総て皇帝の承諾の下に執られたるなりと答えたる以外に、言を左右に托して応じない。

露兵の北韓活動

この間において、鴨緑江方面における露軍の侵略的態度は殊に顕著となり、露兵は遂に同江を越えて韓国内に侵入した。これより先一八九六年（明治二十九年）の八月、即ち韓帝の露国公使館逃在の際、韓廷はウラジオ港の一商賈たる露人ブルネルを代表者とせる名のみの一木材会社に、鴨緑江の上流沿岸その他の若干地方における森林の採伐特許を与えたるものがあつた。その条件に依れば、鴨緑江沿岸の伐材は調印後五ヶ年以内に着手すべく、しからざる場合にはこの特許は無効とすとあつた。然るにブルネルは元々無資力の一山師で、期限の三十四年に至るもその事業に着手せず、又初めより真面目にこれに着手する意思もなく、遂に会社を組織するに至らずして該特許をベゾブラゾフに譲渡し、ベゾブラゾフは露国宮廷筋より資金を取り出して木材会社を設立したのである。かくて三十四年の四月、露国公使バヴロフはベゾブラゾフのために韓国政府に該特許を更に二十ヶ年延長するの要求をなし、その承認を得、爾來ベゾブラゾフの行動は急に露骨となつた。蔵相ウィッテの如きはこれを憂え、同三十四年十一月二十八日付（露曆）にて外相ラムスドルフに書束を送り、日本と覇を韓国に相争うの危険なるを注意した。その中には、

「我が露国にして平和的方法且つ互譲の方針において日本との誤解を一掃するに非ざる限り、露国は、日本と遂に兵火の衝突を来すべき不断の脅威の下に立つのみならず、我が対清関係を安定せしむることもまた不可能なりと予は確信する。近き将来において日本と兵火の衝突を見るが如きは、露国に取りて最大の不幸である。予は我が露国の勝利を疑わざるも、この勝利はすこぶる高価のもので、且つ経済的に大打撃を露国に蒙らすであろう。殊に最も重大視すべきは外でもない、遠き韓国を取らんがために日本と戦うが如きは、露国人の眼には義戦と映せず、而してその胸中の不平不満は平時すら痛切に感ずる我が露国民の内政状態の驚くべき現象を一層厳烈に誘導するに至るべきことこれである。時局不利とならば、韓国の如きはむしろ全然これを抛棄するを賢とす、との卑見を忌憚なく披瀝するのは、予が義務なりと思惟する。日本との兵火の衝突と韓国の全然抛棄との二者その一を択ぶべくんば、予は躊躇なく後者を択びたい。」(Yamolsky, p. 117)

といえる韓国抛棄論もあった。

けれどもウィットの穩健なるこの意見は、到底ベゾブラゾフ一派の匪図野望を阻止し得べくもなかった。彼等は歩一步韓国に喰い込み、三十六年の三月、バヴロフ公使はその願使の下に韓国政府に対し、露国木材会社において近く採伐経営に着手すべきに付き地方官の幫助を求むる旨を知照し、翌四月、同会社は男爵グンスブルク（在旅順極東総督府の御用商）を代表者とする旨を重ねて通告し、同人は次いで京城に來たり、その特許実行方に関し韓廷に運動した。而してその後数日ならずして、露国は名を木材会社の施設に装い、ひそかに軍器を鴨綠江下流地方に輸送し、数十名の露人は竜岩浦に現われ、土地家屋を買収し、清韓人を使役して堤防棧橋等を建築し、別に巨多の銃器彈薬を密かに大東溝に輸入し、更に露人の一隊は馬賊数十名を率いて義州に入り、白馬山の伐材に着手した。この報に接したる韓国政府は、白馬山は森林採伐の特許に關係なしとして一方露国公使に抗議し、他方義州郡守に厳にこれを制止すべきを命じた。が露国公使は顧みず、郡守もまたこれを制止するの力が無かった。五月初旬、露兵は森林保護を名として一挙竜岩浦に來たり、同地を占領し、永住の計画に着手した。韓国政府は露兵の撤退を要求した。露国はこれを肯ぜずして、却つてその兵を増加した。而して別に森林保護隊の司令部は鳳凰城に設けられ、兵員一千有余ここに屯在した。木材会社は背後

に兵力を擁して着々竜岩浦の経営を進めた。韓国政府はこれに抗議したけれども、露国は耳を鎖し、種々の経営は無慮に遂行せられ、一万五千有余坪の地積は露人の買収する所となり、露兵の竜岩浦に屯在するもの二百名の多きを算した。韓廷の微弱なる、もとより露兵の横暴を制止するに由なく、彼等は遠慮なく既に竜岩浦に倉庫、事務所、鍛冶工場等を建設した。而してその経営の基礎漸く鞏固となるに及び、露国は韓国政府に対し改めて竜岩浦の租借を要求した。

我が政府の抗議

露国のなす所かくの如く、到底単なる森林経営の附帯施設と認め難きものであった。韓国政府は当時我が政府の勧告に聴き、義州の開港を實行して露国の行動を牽制せんと欲したが、パウロフはしきりに韓廷の内外に向つて満洲における露国の優勢を吹聴し、義州の開放に執拗の反対を試みた。而して露国は他の一方において、竜岩浦の経営をば韓国政府の異議あるに拘らず着々進行せしめ、前述の木材会社は六月以来鴨緑江を流下する清韓民所有の木材を強制的に押収し、夏に豆満江の下流茂山の森林採伐を開始したのみならず、七月に入りては安東県竜岩浦の間に電信線をも架設した。我が政府は露国の竜岩浦経営を以て我が利益を侵迫するは勿論、特に右の電信線架設は明治十六年「一八八三年」の日韓条約に抵触するの故を以て、韓国政府に抗議した。同政府は義州及び竜川の郡守に電信線の撤去を命じたけれども、露兵はこれに応ぜず、これを露国公使に要求するも要領を得ない。韓国政府はここにおいてか更に命を該兩郡守に下し、電柱をことごとく撤去せしめた。露国公使は電信線架設は木材会社の当然の権利なりと主張し、右の撤去に対する韓国政府の損害賠償金はこれを木材会社の上納税金より差し引くべしと云い、頑として退かなかつた。

すでにして前述の竜岩浦租借要求は、露国の強圧の下に韓国政府をしてこれを容れざるを得ざるに至らしめ、同八月二十三日、これに関する協定は遂に森林監理趙性協と露国木材会社代弁者ボウユスとの間に成った。この租借協定の目的は、露国が竜岩浦において従来違法的に施設し來たりたる所のものを、韓国政府の承諾を得て改めて適法的のものに化せしめんとしたるに外ならない。我が政府は強硬に韓国政府に抗議し、韓廷にしてみても露国の要求を容るるあらば日本はその権利利益の擁護上適當の措置に出づべしと警告したる結果、韓国政府は本件契約の効力を認めざる旨を回答し

た。然るに露国公使は、多少の修正を加えたる新案を以て韓廷に迫り、而して韓廷はまたこれに動くの状あるに至つたので、我が政府は在韓林公使をして韓帝に謁見し、竜岩浦占領は初めより全然不法の行為なるが故に、事実上これを肯認する租借条約は如何に修正を加うるも帝国政府において承認する能わざること、これに就いては適當の時機において露国政府へも交渉すべきに依り、韓国政府は飽くまで露国の要求を拒絶し、右交渉の結果をまつべく、もし帝国政府の懇切なる忠告を容れずして租借を許すにおいては、帝国政府はやむを得ず自ら適當と思惟する手段を執るべきことを陳奏せしめた。韓国政府はこの嚴励なる警告に顧み、遂に露国の要求を撃退するに決した。が、パヴロフは一方には依然その強請を反覆し、他方竜岩浦に堡壘工事を起し、豆満江方面露韓の境上には若干の哨兵を置き、鴨綠江斗流には望楼を建て、韓廷の筆舌の抗弁は以て露国の決心を翻えさしむるに寸効なかった。

第二項 日露の交渉

対露交渉の廟議

上来記述せる所に依り、露国の満洲及び北韓に対する侵略的行動の事歴は、その一斑を窺い得ると思う。露国のこれ等行動たる、当然我が国の利益を侵害するは論なく、もしこれをそのなすがままに委せんか、日露の利害は長えに滿韓方面において衝突せざるを得ない。かくの如きは断じて東洋の平和を永遠に維持する所以に非ざること勿論である。ここにおいてか我が政府は、その既往執り來たれる方針に一步を進め、露国政府との直接交渉に因り時局の解決を計るの要を認めた。

そこでいよいよ交渉を開くとなると、当面の責任者は外相の小村である。小村は曾て公使として露都に駐劄したる折にも、極東將來の平和に就いて日露の間に一協商を取り結ぶの利を認め、露国側の意向を試探したことがあった。けれども露国のこれに対する極めて冷淡なる態度は、彼をしてその方針の至難なるを感じしめた。今次の直接交渉は果して時局の解決に向つて所期の効果を挙げ得べきか。ともあれ小村は及ぶ限りの手段を尽すの順序より離れず、この際先ず

ラッセルス	46, 50	レッサー	106, 109, 114, 115, 120-122
ラドリン	179	ローゼン	117, 132, 134-140, 142, 145, 146, 151, 153-155, 159, 177, 178, 208, 224, 227, 228, 235, 240, 242, 246, 249, 250, 257, 264, 265, 272, 293, 300-303
ラムスドルフ	30, 31, 44, 64, 65, 68, 69, 79, 80, 104-106, 109, 116, 119, 120, 122, 129-132, 139-142, 145-149, 157, 213, 215, 216, 218, 219, 222-224, 226-228, 237, 240, 259, 260, 266, 267, 272, 278, 303, 304, 310	ロジェストヴェンスキー	183, 194, 195
ランスタウン	36, 38, 40-44, 46, 50, 52, 53, 55, 56, 65, 66, 70-72, 74-79, 128, 157, 181, 205, 206	露清協約	103, 104, 106, 108
リード	205, 206	ロッジ	194, 198, 200, 214, 224, 242, 267
リネウィッチ	231, 232, 235, 275, 277, 279, 284, 285, 309	露帝	26, 44, 45, 64, 110, 114, 115, 118, 119, 131, 132, 135, 139-142, 146, 148, 149, 151, 153, 155, 158, 160-165, 168, 181-184, 187, 193, 194, 199, 200-203, 205, 207, 212, 213, 215, 219, 226, 227, 237, 240, 246, 252, 255, 259, 260, 264- 266, 270-272, 275-279, 281, 287, 288, 293-295, 298, 302-304, 310 → ニコ ラス二世
旅順会議	114, 115, 119	ロバノフ	26, 29
ルースヴェルト	20, 109, 173-178, 184, 191, 192, 195, 197-200, 202, 203, 205-207, 211-214, 218-220, 223, 237, 240-242, 246, 247, 264-269, 271, 272, 276, 293, 296, 299, 302	ワルデルジー	42
ルシン	228, 230, 259, 300		
レオポルト (親王)	181		

長岡外史 233, 234
 ナボコフ 249, 250, 272
 南ア戦争／南アの役／南ア役 39, 43-45, 77
 ニコラス二世 118, 119, 142, 162 → 露帝
 西徳二郎 26-29
 日露協商 31, 59-61, 64, 65, 67, 70, 115, 137, 305
 日露協約 30, 32, 58
 日韓条約 124
 日清戦争／日清戦役 19, 23-25, 27, 53, 126, 158, 169, 211
 ネリドフ 208, 222, 224, 226, 227

 バヴロフ 114, 115, 122-125
 パクレウスキー 31-34
 長谷川芳之助 138
 ハッツフェルト 35, 37, 38, 43, 44, 46-48
 埴原正直 229
 林権助 34, 125
 林董 23, 25, 26, 35-37, 41, 50-57, 60-63, 66, 67, 69-72, 74-79, 84-88, 128, 228, 292
 原敬 29
 バルチック艦隊 169, 180, 181, 193-196, 230, 233
 バルフオーア 41, 90
 ビショッブ 20, 174, 175, 192, 200, 214, 247, 269
 ヒドロヴオ 27, 28
 ビューロー 36-38, 40, 41, 43-45, 77, 78, 161, 162, 179
 ヒル 209
 ヒルコフ 283
 ブレー 25
 伏見宮博恭王 175, 176
 ブッシュ・ハッゲンホイゼン 293-296
 ブライアン平和条約 99
 プランケット 81
 プランソン 106, 107, 114, 229, 249, 299

プレーヴ 106, 118
 ヘー 109, 143, 160, 173, 174, 177-179, 186, 187, 201, 222
 ベヅブラゾフ 105, 114, 115, 117-120, 122, 123, 131, 140, 142, 143
 ベレスフォード 35
 ベンケンドルフ 158
 北清事変 23, 30-32, 35, 51, 103, 158, 283 → 義和団事変
 ポコチロフ 229, 254, 278, 299, 300
 ボムパール 170, 171, 225
 ホルスタイン 39, 41, 44, 51
 ホワイトヘッド 55
 本多熊太郎 229

 マイヤー 174, 199, 200, 202-204, 213, 215, 216, 218, 219, 222, 223, 266, 270, 276, 295
 マクドナルド 52, 66
 馬山浦 61, 72
 松井慶四郎 67
 松方正義 54, 67, 126, 127, 152
 マッコールミック 109
 マドリトツフ 115
 マルテンス 229, 240, 254, 291, 299, 300
 満洲鉄道 137, 254, 269, 299
 南満洲鉄道 91
 陸奥宗光 24, 26-29, 126, 167, 306
 ムラヴィエフ 110, 224, 226-228
 無隣庵会議 107, 126
 メッテルニッヒ 40, 46, 48, 49
 本野一郎 164-166, 170, 171, 190, 191, 249

 山県有朋 26-30, 54, 58, 59, 67, 107, 126, 127, 152, 221, 234, 249, 285
 山県・ロバノフ議定書 26
 山座円次郎 66, 138, 139, 229, 236, 249, 289-291, 300
 山本権兵衛 67, 126, 152, 222, 231, 234, 282, 310
 四国条約 99

グレー 90, 93, 96, 97
 クロバトキン 104, 106, 110-117, 119,
 120, 126, 150, 171, 172, 183, 208, 232,
 259, 275, 284, 285, 309
 慶親王 107-110
 神鞭知常 139
 黒竜江 260, 262
 ココフツェフ 275
 児玉源太郎 107, 127, 233, 234, 236,
 281, 282, 285
 小西孝太郎 229
 小村寿太郎 19, 23, 29, 30, 34, 51, 53,
 55, 62, 63, 65-67, 69, 70, 74, 77, 78,
 83, 85, 89, 90, 107, 108, 111-113, 121,
 125-128, 131, 132, 135-148, 152, 153,
 155-157, 159, 160, 164-168, 170, 174,
 180, 185, 189-193, 198, 200, 203, 204,
 208, 209, 219-222, 229-231, 233-239,
 244-264, 272-274, 276-281, 285, 286,
 288-291, 294-298, 300-302, 306, 307,
 310
 小村・ウエーバー覚書 26
 コロストヴェツ 249, 250, 272, 273,
 276, 278, 289, 292, 300-302
 サガレン 186, 200, 224, 231-235, 239,
 251, 252, 254, 255, 259-264, 266-274,
 276-281, 286, 290, 291, 293, 294, 297-
 299, 305, 306
 サカロフ 275
 佐々友房 139
 佐藤愛磨 175, 229, 249, 250, 289, 300
 サモイロフ 228, 230
 三国干渉 23, 24, 26, 27, 306
 シベリア鉄道 113, 120, 283
 シボフ 230, 254
 ジュスラン 174, 180, 184, 188, 191,
 215
 松花江 104, 120
 末松謙澄 168
 スコベレフ 116
 ステッセル 116, 117, 172
 ステルンベルグ 174, 295
 ストーン 292-296

スプリング・ライス 174, 177, 178,
 180
 スベック 188, 201, 215
 宗谷海峡 262, 264, 272, 298, 299
 曾禰荒助 54, 55
 ソルスベリー 25, 37, 39, 41, 44, 47,
 52, 57
 対露同志会 138, 139
 高橋是清 232
 高平小五郎 159, 160, 174, 184-189,
 191-195, 198-201, 203, 208-213, 216-
 219, 221, 222, 229, 237, 244-246, 249,
 250, 278-280, 289, 294-296, 300, 301,
 306
 立花小一郎 229
 韃靼海峡 264, 272, 299
 谷干城（隈山） 221, 222, 307, 310
 タフト 174, 191, 192, 201
 タワー 178, 239
 チェムバーレン 36-38, 45, 75
 仲裁裁判条約 94-99
 都筑馨六 31-33, 61
 ディロン 153, 226, 228, 240, 273, 290,
 291, 300, 305
 デニソン 191, 229, 250, 289, 299, 300
 デュランド 178, 269
 寺内正毅 111, 113, 126, 152, 234, 284
 デルカッセ 44, 163-166, 170, 173,
 190, 191, 199, 239
 デンネット 20, 174, 175, 267, 270
 ド・シェルキング 162
 ド・ルヴェルソウ 81
 東支鉄道 91
 東清鉄道 30, 113, 121, 130, 263, 280
 豆満江 124, 125, 148
 頭山満 139
 独帝 35, 36, 38, 40, 42, 44, 45, 50, 51,
 77, 78, 151, 160-163, 173, 174, 176-
 181, 186-190, 199, 200, 202, 207, 214,
 215, 239, 240, 270, 276, 281, 293-296,
 304→ ウィルヘルム二世 カイゼ
 ル
 トムソン 295

索引

青木周蔵 29, 30
 アスキス 90
 安達峰一郎 229, 249, 250, 299
 アバザ 118, 133, 140, 148
 アメリカ独立戦争 158
 アメリカ南北戦争 158
 アルコ 162
 アレキシエフ 104, 105, 113-122, 130-132, 134, 135, 143, 146-149, 172
 アレキシス 147, 148
 イエルモロイ 230
 イスヴォルスキー 30, 31, 34, 58, 118, 158, 224, 226-228, 291, 304, 305
 伊藤博文 25-32, 34, 51-55, 57-67, 69, 70, 77, 107, 126, 127, 139, 152, 154, 168, 221, 222, 228, 234, 236, 247, 249, 292, 306
 井上馨 26, 29, 31-33, 54, 58, 59, 67-69, 126, 127, 152, 236
 ヴァンノウスキー 31, 150
 ウィッテ 64, 68, 69, 80, 104-106, 109, 110, 116, 118-120, 122, 123, 131, 141, 142, 148, 162, 174, 182, 183, 224-229, 235-241, 243-264, 266, 267, 269, 272-280, 286, 287, 289-292, 295-306, 310
 ウィルヘルム二世 38, 51, 162, 295
 →カイゼル 独帝
 ウエーバー 26, 29
 ヴォーガック 27, 28, 114, 117, 119
 内田康哉 107, 121
 ウラジオ 105, 110, 112, 122, 149, 187, 188, 195, 197, 206, 231-233, 238, 239, 253, 262, 265, 309
 英帝 55, 65, 206 →エドワード
 英米戦争 158
 英露協約 93, 98
 エッカルドスタイン 35-38, 40-42, 44-47, 49-52, 78

エドワード（イギリス王） 38, 40, 52, 55, 65, 77, 78, 157, 158, 206, 264
 沿海州 110, 231, 238, 265
 鴨緑江 105, 114, 115, 117-119, 122-125, 142, 147-149
 大山巖 54, 67, 126, 152, 281, 282, 285
 オステン・サッケン 67
 落合謙太郎 229, 249, 250, 278, 299

 カイゼル 40, 174 →ウィルヘルム二世 独帝
 カシニー 108, 109, 158, 173, 187, 188, 191, 192, 199-203, 213-216, 218, 237, 292
 桂太郎 19, 23, 52-67, 69, 70, 84, 89, 107, 111, 112, 114, 126, 127, 139, 152, 167, 168, 198, 221, 222, 230, 231, 233, 234, 236, 310
 加藤高明 26, 32, 34, 36, 51, 95-98
 金子堅太郎 168, 169, 174, 197, 202, 207, 209, 264, 267, 269, 277, 289, 293-296, 308
 川上操六 126
 川上俊彦 116
 川崎寛美 29
 韓国永世中立案 31, 33, 34, 58
 韓国鉄道 130
 韓国併合 95, 98
 キュールマン 50
 極東委員会／極東特別委員会 133, 147
 極東総督 117, 121, 131, 133
 極東総督府 117, 119, 120, 123
 義和団事変／義和団事件 30, 42, 72, 104 →北清事変
 グリスコム 191, 204, 210, 242
 栗野慎一郎 61, 62, 79, 80, 128-132, 139-141, 145-149, 152, 153, 249